

令和4年第1回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和4年3月7日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	賀治 達也
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	増原 浩幸
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	東條 芳重
上下水道課長	佐野 正洋

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|----------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 発議第1号 | 常任委員会委員の選任について |
| 第4 | 発議第2号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 第5 | 町長の所信表明 | |
| 第6 | 議第1号 | 令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第7 | 議第2号 | 令和3年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第8 | 議第3号 | 令和3年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について |
| 第9 | 議第4号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について |
| 第10 | 議第5号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について |
| 第11 | 議第6号 | 令和3年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について |
| 第12 | 議第7号 | 令和4年度藍住町一般会計予算について |
| 第13 | 議第8号 | 令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について |
| 第14 | 議第9号 | 令和4年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について |
| 第15 | 議第10号 | 令和4年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について |
| 第16 | 議第11号 | 令和4年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について |
| 第17 | 議第12号 | 令和4年度藍住町下水道事業会計予算について |
| 第18 | 議第13号 | 令和4年度藍住町水道事業会計予算について |
| 第19 | 議第14号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号 |

の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- | | | |
|-----|-------|--------------------------------------------|
| 第20 | 議第15号 | 藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第21 | 議第16号 | 藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 第22 | 議第17号 | 常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について |
| 第23 | 議第18号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第24 | 議第19号 | 藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第25 | 議第20号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第26 | 議第21号 | 藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第27 | 議第22号 | 藍住町歴史館「藍の館」設置及び管理に関する条例の全部改正について |
| 第28 | 議第23号 | あいずみ藍工房の設置及び管理に関する条例の全部改正について |
| 第29 | 議第24号 | 藍住町債権管理条例の制定について |
| 第30 | 議第25号 | 東中富交流館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第31 | 議第26号 | 町道の路線認定について |
| 第32 | 議第27号 | 町道の路線廃止について |
| 第33 | 議第28号 | 指定管理者の指定について |
| 第34 | 議第29号 | 指定管理者の指定について |
| 第35 | 報告第1号 | 令和4年度藍住町土地開発公社の事業計画について |

(2) 議事日程 (第1号の追加1)

- | | | |
|----|-------|--------------------|
| 第1 | 発議第3号 | 藍住町防災対策特別委員会委員の辞任 |
| 第2 | 発議第4号 | 藍住町防災対策特別委員会委員の選任 |
| 第3 | 発議第5号 | 藍住町議会だより編集委員会委員の辞任 |

第4 発議第6号 藍住町議会だより編集委員会委員の辞任

第5 発議第7号 藍住町議会だより編集委員会委員の選任

(3) 議事日程 (第1号の追加2)

第1 選挙第1号 板野東部消防組合議会議員の選挙

令和4年藍住町議会第1回定例会会議録

3月7日

午前10時3分開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。3月に入り、日増しに春の気配も感じられる頃となりました。本日は、令和4年第1回藍住町議会定例会に、御出席をくださいます。ありがとうございます。

ただいまから令和4年第1回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに2件の請願の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただけたらと思います。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番議員、林茂君及び12番議員、奥村清明君を指名します。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月24日までの18日間に決定いたしました。議事の都合により、小休します。

午前10時5分小休

〔小休中に各常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任〕

午後1時25分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、発議第1号「常任委員会委員の選任について」及び日程第4、発議第2号「議会運営委員会委員の選任について」を一括議題とします。

日程第3、発議第1号、常任委員会委員の選任を行います。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 日程第4、発議第2号、議会運営委員会委員の選任を行います。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員につきましては、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議事の都合により、小休します。

午後1時27分小休

〔小休中に各常任委員会正副委員長互選、追加日程、議案を配る〕

午後 1 時 3 1 分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長につきましては、小休中に互選がされておりますので、申し上げます。

総務文教常任委員会委員長には森伸二君、同副委員長には永浜浩幸君、建設産業常任委員会委員長には米本義博君、同副委員長には近藤祐司君、厚生常任委員会委員長には前田晃良君、同副委員長には鳥海典昭君であります。

なお、議会運営委員会の正副委員長につきましても、小休中に互選がされておりますので、申し上げます。

議会運営委員会委員長には、奥村晴明君、同副委員長には紙永芳夫君であります。

お諮りします。ただいま、お手元に配布しました日程第 1 号の追加 1 を日程に追加したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 1 号の追加 1 を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 追加日程第 1、発議第 3 号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」から追加日程第 5、発議第 7 号「藍住町議会だより編集委員会委員の選任」までの 5 議案を一括議題とします。

追加日程第 1、発議第 3 号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」を議題とします。

本案は、平石賢治君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第 117 条の規定によって、平石賢治君の退場を求めます。

〔平石賢治君退場〕

○議長（西川良夫君） 先ほど、小休中に平石賢治議員より一身上の都合により、藍住町防災対策特別委員会委員を辞任する旨、申出をされました。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、平石賢治君の藍住町防災対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

平石賢治君の入場を許可します。

〔平石賢治君入場〕

○議長（西川良夫君） 追加日程第2、発議第4号、藍住町防災対策特別委員会委員の選任を行います。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。藍住町防災対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、森伸二君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、藍住町防災対策特別委員会委員につきましては、森伸二君を選任することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 追加日程第3、発議第5号「藍住町議会だより編集委員会委員の辞任」を議題とします。

本案は、森伸二君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、森伸二君の退場を求めます。

〔森伸二君退場〕

○議長（西川良夫君） 先ほど、小休中に森伸二議員より一身上の都合により、藍住町議会だより編集委員会委員を辞任する旨、申出をされました。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、森伸二君の藍住町議会だより編集委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

森伸二君の入場を許可します。

〔森伸二君入場〕

○議長（西川良夫君） 追加日程第4、発議第6号「藍住町議会だより編集委員会委員の辞任」を議題とします。

本案は、奥村晴明君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、奥村晴明君の退場を求めます。

〔奥村晴明君退場〕

○議長（西川良夫君） 先ほど、小休中に奥村晴明議員より一身上の都合により、藍住町議会だより編集委員会委員を辞任する旨、申出をされました。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、奥村晴明君の藍住町議会だより編集委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

奥村晴明君の入場を許可します。

〔奥村晴明君入場〕

○議長（西川良夫君） 追加日程第5、発議第7号「藍住町議会だより編集委員会委員の選任」を行います。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） お諮りします。藍住町議会だより編集委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、永浜浩幸君、宮本影子君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、藍住町議会だより編集委員会委員につきましては、永浜浩幸君、宮本影子君を選任することに決定いたしました。

議事の都合により、小休します。

午後1時41分小休

〔小休中に各特別委員会を開催し、正副委員長を互選〕

〔追加日程、議案配布する〕

午後1時43分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を開きます。

小休中に近藤祐司君から、一身上の都合により、藍住町防災対策特別委員会の委員長を辞任したいとの申出がありました。

なお、藍住町防災対策特別委員会を小休中に開催しました結果について報告します。近藤祐司君から提出されました藍住町防災対策特別委員会委員長の辞任願いにつきまして、辞任を許可することと決定いたしました。

また、委員会条例第8条第2号の規定によって小休中に互選がされておりますので、申し上げます。

藍住町防災対策特別委員会委員長には前田晃良君、同副委員長には近藤祐司君、藍住町議会だより編集委員会副委員長には永浜浩幸君であります。

○議長（西川良夫君） 次に、先ほど、前田晃良君と米本義博君から板野東部消防組合議会議員の辞職願が提出され2名の欠員が生じました。

日程第1号の追加2、選挙第1号「板野東部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

板野東部消防組合議会議員には、近藤祐司君、小川幸英君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました近藤祐司君、小川幸英君を板野東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました近藤祐司君と小川幸英君が板野東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、板野東部消防組合議会議員に当選されました近藤祐司君と小川幸英君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（西川良夫君） 日程第5、町長の所信表明を行います。

高橋町長の発言を許可します。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 議長の許可をいただきましたので、所信表明を行います。

3月に入り、春の訪れを感じる季節となってまいりました。

本日、令和4年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

今議会には、1年間の施策を盛り込んだ令和4年度の当初予算案などを提案いたしておりますが、議長の許可をいただきましたので、議案の説明に先立ち、重点施策と町政に取り組む所信を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。

年末年始にかけて全国各地でオミクロン株の感染が確認され、年明け1月以降6度目の大きな感染の波、いわゆる第6波の真っ只中にあり、これまでの感染者数は遂に500万人を超えました。2月の感染者数だけで200万人を超過するというかつてない驚異的なスピードで感染が拡大し、現在も18都道府県に「まん延防止等重点措置」が、発令されております。

本町においても、昨年9月26日以降、新規感染者の発生が確認されておりましたが、1月11日に感染者が確認されてから、若年層を中心に急増し、第6波の感染者は、これまでに416人、このうち、20代未満の感染者が半数を占める状況となっております。

このため、県の対策に呼応し、児童等利用施設における感染防止対策に取り組むとともに、引き続き、町民の皆様へ感染防止に向けたメッセージを発信するなど、気を緩めることなく、緊張感を持って対応に当たってまいります。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

本町における3回目の接種については、先行接種した医療従事者等を対象に昨年12月から開始し、1月末には在宅の高齢者への接種をスタートさせております。

現在は、64歳以下の方にも対象を拡大し、接種時期に合わせて順次、接種券を発送しております。現在、本町の3回目接種率は、接種対象となる18歳以上の人口の35.4パーセントとなっており、引き続き、県や町医師会との緊密な連携のもと、ワクチン接種が円滑に進むよう、全力で取り組んでまいります。

次に、子育て支援についてであります。

昨年には、民間保育所3園が開園し、この4月には1園が開園いたします。公立と民間の認可保育園を合わせて11園の体制となり、このうち、新たに開設した4園を含めた5園については、四、五歳児を受け入れることとしており、これまでの保育所は3歳まで、4歳からは幼稚園という一律方式が少しずつ見直されております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への一律10万円の臨時特別給付金について、2月末現在で約94パーセントの児童への支給が終了しており、年度末には、全ての対象世帯からの申請受付が完了できるよう、取組を進めております。

今後とも、民間活力を最大限活用し、保護者の保育ニーズに対応するとともに、子育て世代の負担軽減を図るため、積極的に支援を行ってまいります。

次に、教育環境の充実についてであります。

既に導入済みの学習用端末の活用が始まっており、学習用端末と連動して活用する投影型電子黒板の設置を進めております。ICT支援員2名のサポートも始まっており、教室の学習環境と学習方法の改善が進んでおります。

また、タブレットの持ち帰りによる学びの継続についても条件整備を進めており、今後、活用方法の研究を含め有効活用できるよう進めていくこととしております。

小中学校の特別教室のエアコンについては、設置が終了し、小学校のトイレの乾式化、洋式化もほぼ完了しております。来年度には中学校のトイレの大規模改修を進めてまいります。

コロナ禍における新たな生活様式への転換に合わせ、教室のICT化やトイレの乾式化等、教育環境に関する懸案事項を一気に解決し、令和の時代にふさわしい学校環境づくりを進めてまいります。

次に、高齢者施策についてであります。

高齢者移動支援事業については、今年度を実施した利用者アンケートの調査結果を踏まえ、来年度は、1万円分のタクシー券を5,000円で販売する藍住町ノリ乗りタクシー券事業を実施することといたします。対象者に65歳以上の要介護認定を受けていない免許返納者を追加するとともに、利用枚数の制限をなくすこととし、日常生活における利便性の確保と経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、高齢者の活動拠点である老人福祉センター藍翠苑は、施設建設後45年が経過し、老朽化が進んでおります。来年度には、高齢者活動拠点施設整備事業として、新たな高齢者の生きがい創出拠点施設の再整備に向けた調査検討に着手いたします。

今後とも、高齢者が生き生きと生活できることが、町の活性化につながるの思いのもと高齢者の社会参加の促進に資する取組をさらに進化させてまいります。

次に、防災対策についてであります。

昨年、静岡県熱海市で甚大な被害をもたらした土石流など、近年、日本各地で豪雨や地震などの自然災害が激甚化、頻発化しております。本町でも、こうした災害への備えを最優先に、これまでソフト、ハード両面からの対策を強力に推進してまいりました。

来年度には、新たに災害用物資の受入れや配送を行う拠点施設の整備に向けた調査に着手し、併せて他の自治体などからの応援職員や支援物資を効果的に受け入れる受援計画を策定いたします。

さらに、役場庁舎などの災害活動拠点施設の電源を確保するため、太陽光発電設備の導入を計画しており、来年度には、設計業務に着手いたします。

平時、災害時における電源確保はもとより、2050年カーボンニュートラルにも資する取組もあり、防災対策と地球温暖化対策を同時に実現する有効な施策になるものと考えております。

次に、藍の振興についてであります。

葉藍の栽培から菜づくりまで一貫して取り組んでおります本町の藍の歴史、文化の継承、発信を図るとともに、県内外をはじめとした観光誘客にも積極的に取り組んでまいります。

今年秋のリニューアルオープンに向けて、準備を進めております藍の館については、藍に関する貴重な資料を所蔵する資料館であり、休館中における総合的な施設・設備の点検に合わせて、エントランス部分の改修や新たな展示映像を作成しており、藍住町の藍の魅力を体感できる施設として、これまで以上に多くの方に来館いただけるよう、さらなる充実を図ってまいります。

次に、町民の生活を支えるインフラ施設の改修についてであります。

中央クリーンステーションにつきましては、し尿・浄化槽汚泥を公共下水道に希釈して放流する方式に転換する大規模改修工事は、今月末で竣工し、4月から本格的に稼働する予定としております。

また、西クリーンステーションにつきましては、基幹整備工事の詳細設計を実施しており、4月中に完了予定であり、6月から工事に着手し、12月末には基幹設備工事が完了する予定で計画を進めております。

なお、工事に伴い8月中旬から約4か月間、焼却炉を停止することに伴い、その間可燃ごみの処理については、場外搬出をすることとなります。工事期間中は、住民の皆様にご迷惑をお掛けいたしますが、特に可燃ごみの減量化に努めていただけ

るよう周知してまいります。

次に、浄水場施設につきましては、第2浄水場が昭和55年に供用開始してから40年が経過し、施設が老朽化しているため現在の水道課北側の土地について、このほど用地交渉を完了し、現在基本設計を実施しているところであります。基本設計が完了次第、議員の皆様概要をお示ししたいと考えております。

次に、行財政改革についてであります。

本町におきましては、「民間でできることは民間に」との考えのもと、これまでも、町有施設の民間移管や管理委託を進めてきたところであります。この度、藍の館とあいずみ藍工房について、藍関連施設として一括で管理委託を行うことといたしました。公募並びに審査の結果、「一般社団法人しじゅうはちがん」を指定管理者に指定することが適当であるとの判断に至り、今定例会に関連議案を提出しております。

また、ふるさと納税については、本町にゆかりのある方や、本町を応援いただける方の更なる支援をお願いするため、4月からは、県内市町村では初となる「ふるさと納税電子感謝券」を導入いたします。この電子感謝券は、ふるさと納税の返礼品として、寄付額の3割を電子ポイントとして、お渡しするものであり、町内で生産・加工された物やサービスを提供する店舗で利用できることとなります。本町を訪れる寄付者にとって、使い勝手が向上するだけでなく、これまで返礼品を扱っていなかった店舗にも、ふるさと納税の恩恵を受けることが可能となります。

今後とも、時代に即した効果的な町政運営が進められるよう「行財政改革基本計画」に基づき、効率的な事務事業の執行や財源の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の発生から、2年以上が経過いたしましたが、依然として、先行きの不透明感は拭えない状況にあります。

また、こうした現状に加え、本町においては、これまで発展を支えてきた人口増加にも陰りが見え始めており、厳しい財政運営を迎える実情があると認識しております。

このため、長期的な視点に立ち、本町の将来像を展望し、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

私は、あらゆる世代の皆様「藍住町に住んで良かった」、「住み続けたい」と思っただけのことが、何より重要であると考えております。

今後とも、その思いを具体化させるため、弛みなく積極果敢に未来への挑戦を続

けてまいります。

以上、私の町政に臨む姿勢と重点施策の取組方針を申し上げましたが、議員各位におかれましては、この意をお酌み取りいただき、今後の町政運営に一層の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、所信表明といたします。

○議長（西川良夫君） 日程第6、議第1号「令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第34、議第29号「指定管理者の指定について」までの29議案、及び日程第35、報告第1号「令和4年度藍住町土地開発公社の事業計画について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、これより、本日提案いたしました議案のうち、主なものについて、提案理由を申し上げます。

議第1号「令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、歳入歳出予算の総額に4億5,000万円追加し、予算総額を129億4,200万円とするものであります。

補正内容は、歳出では、全額国費である非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業として4億4,420万円。また、2分の1県補助金である灯油購入助成事業として747万8,000円であります。

議第2号「令和3年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出予算の総額に6億6,500万円追加し、予算総額を136億700万円とするものであります。

補正内容は、国の補正予算に対応した経費を計上したほか、年度末が近いことから、実績見込みにより歳入歳出の増減やこれに伴い調整を行っております。

補正の主な項目は、民生費で保育所施設型給付費9,069万5,000円減額、教育費で両中学校トイレ改修工事1億9,766万円増額、諸支出金で財政調整基金積立金6億1,000万円の増額であります。

なお、繰越明許費として、既に同意を得たものを除き、現時点で15件の事業、総額で約6億6,000万円を令和4年度に繰り越す予定にしております。

議第3号から議第6号は、各特別会計において、実績見込みにより、所要の補正を行うものであります。

議第7号「令和4年度藍住町一般会計予算について」は、前年度当初より18億1,000万円の増額となり予算総額を130億7,000万円とするものであります。

主な項目は、総務費では、公共施設再生可能エネルギー設備導入事業で、約3,000万円増額。

民生費では、保育所施設型給付費で、約1億3,000万円増額。

衛生費では、一般廃棄物焼却施設大規模改修事業で、約14億3,000万円増額。

土木費では、道路簡易舗装費、一般町道新設改良費、橋梁維持費、合わせて約6,000万円増額。

教育費では、教育総務費の学校教育施設維持管理費、学校教育ICT環境整備事業、合わせて約2億3,000万円増額。社会教育費の勝瑞城館跡整備事業費、藍資料館整備事業費、合わせて約9,000万円増額となっております。

議第8号「令和4年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について」は、前年度と比較して1億1,534万3,000円増額で、予算総額を35億6,534万3,000円とするものであります。

議第9号「令和4年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について」は、前年度と比較して9,251万2,000円増額で、予算総額29億3,613万7,000円とするものであります。

議第10号「令和4年度藍住町特別会計（介護サービス事業）予算について」は、前年度と比較して140万円増額で予算総額を1,040万円とするものであります。

議第11号「令和4年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）予算について」は、前年度と比較して3,400万円増額で予算総額を4億2,200万円とするものであります。

議第12号「令和4年度藍住町下水道事業会計予算について」は、収益的収入では、3億7,582万3,000円、収益的支出では、2億9,858万6,000円、資本的収入においては、2億2,753万5,000円、資本的支出で、3億1,750万円とするものであります。

議第13号「令和4年度藍住町水道事業会計予算について」は、収益的収入では、5億3,725万5,000円、収益的支出では、5億2,031万8,000円、資本的収入においては、502万円、資本的支出では、4億1,756万円とするものであります。

議第14号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う引用条項の改正であります。

議第15号「藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、国家公務員にかかる「妊娠出産育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の措置が、令和4年4月1日より施行されることに伴い、本町職員においても同様の改定を行う改正であります。

議第16号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正」及び議第17号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」は、いずれも、国家公務員の特別職の期末手当が改定されたことに鑑み、各町の動向を踏まえ、議会議員及び常勤特別職の期末手当についても、同様の改定を行うものであります。

議第18号「職員の給与に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の一般職の給与等に係る人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき、本町の職員についても、これに準じて改正するものであります。

議第19号「藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、期末手当の年間支給率を引き上げる改正であります。

議第20号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」は、資産割の令和6年度の廃止に向けて段階的に縮小するため税率を一部改正するものであります。

議第21号「藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童支援員の規程を本町の実情に応じた基準に改正するものであります。

議第22号「藍住町歴史館「藍の館」設置及び管理に関する条例の全部改正について」は、利用料金、取り扱い内容の追加及び利用規定の追加等、改正をするものであります。

議第 23 号「あいずみ藍工房の設置及び管理に関する条例の全部改正について」は、指定管理者への管理の代行及び利用料金取扱い規定の追加等、改正をするものであります。

議第 24 号「藍住町債権管理条例の制定について」は、町の債権の管理の適正化と効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を期するため、条例を制定するものであります。

議第 25 号「東中富交流館の設置及び管理に関する条例の制定について」は、藍住町コミュニティーセンターの廃止に伴い教養講座(陶芸教室)の開催場所として整備した東中富交流館(旧東中富老人憩いの家)の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

議第 26 号「町道の路線認定について」及び議第 27 号「町道の路線廃止について」は、4 路線の認定、1 路線の廃止をお願いするものであります。

議第 28 号「指定管理者の指定について」は、現在、社会福祉法人「藍住町社会福祉協議会」に指定管理者の指定をしております児童館 7 館、藍住町勤労女性センター及び藍住町老人福祉センター藍翠苑の指定期間が満了を迎えることとなりますが、同協議会は、地域福祉の推進を図る公共的団体であり、これまで善良かつ適切に管理業務がなされていることから引き続き指定管理者に指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

議第 29 号「指定管理者の指定について」は、藍住町歴史館藍の館及びあいずみ藍工房の指定管理者を公募したところ、一般社団法人「しじゅうはちがん」から応募があり、審査等を実施した結果、管理者として適正と認め、指定管理者に指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本日、提案いたしました議案のうち、主なものについて、その理由と概要を申し上げてまいりましたが、予算に関する議案、条例の改正や制定、あるいは、町道の認定など、行政運営に係るもの、住民生活に直結したものなどであります。何とぞ、十分御審議のうえ、全議案について原案どおり、お認めをいただきますよう、お願い申し上げます。

また、これらの議案のほか報告案件として、藍住町土地開発公社の令和 4 年度事業計画を添付し、報告をさせていただいております。

後ほどごらんをいただき、一層の御理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君）　ただいま議題となっております議第1号から議第29号について、提案理由の説明がありました。上程されております29議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております29議案については、会議規則第39号第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会に付託をして、十分審査をしていただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議第1号から議第29号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（西川良夫君）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査、委員会審査のため3月8日から3月14日までの7日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月14日までの7日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、3月15日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午後2時16分散会

令和4年第1回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和4年3月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	賀治 達也
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
建設産業課長	東條 芳重

5 議事日程

(1) 議事日程 (第2号)

第1 一般質問

- | | | |
|--------|----|----|
| 1 番議員 | 前田 | 晃良 |
| 10 番議員 | 小川 | 幸英 |
| 11 番議員 | 林 | 茂 |
| 4 番議員 | 永浜 | 浩幸 |

(2) 議事日程 (第2号の追加1)

- | | | |
|----|-------|------------------------|
| 第1 | 発議第8号 | ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議 |
|----|-------|------------------------|

令和4年藍住町議会第1回定例会会議録

3月15日

午前10時12分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは4名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

なお、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確に質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに1番議員、前田晃良君の一般質問を許可いたします。

前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、地方創生を推進する上で、最も重要な課題である人口減少に対する本町の取組についてお伺いいたします。新型コロナウイルスの国内発生から2年が経過いたしました。変異を繰り返すウイルスの影響で、いまだに国内では、アフターコロナへの出口戦略に向けた議論が一進一退の状況にあります。こうした中、私たちの働き方は大きく変容し、感染拡大を防止する新たな生活様式の定着に併せて、働く場所を限定しないテレワークや在宅勤務を導入する企業が急増しており、会社に出勤することなく、どこにいても働くことのできる環境が整いつつあります。

働く世代の方々にとって、転職することなく、どこで暮らしても同じ仕事ができることとなれば、都会から魅力ある地方への移住を希望する新たな人の動きが期待される所であり、まさに、人口増加に陰りが見え始めた本町にとっても、千載一遇のチャンスが訪れているものと思われま

現に、これまで全国から人口を吸収してきた東京都では、昨年の転入超過は5,400人余りとなり、前年より約2万6,000人減少し、2014年以降、最も少なくなっております。また、東京23区においては、転出者数が転入者数を約1万5,000人上回り、初の転出超過となったことが報道されております。

本町においては、地方創生に取り組む基礎資料として令和2年3月に人口ビジョンを策定しておりますが、人口の現状と将来展望について、どのような状況にあるのか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 前田議員さんから本町の人口の現状と将来展望についての御質問をいただきましたので、御回答させていただきます。

藍住町の人口ビジョンについては、平成26年に制定された、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年12月に策定し、その後、4年余りが経過した令和2年3月に改訂を行っております。

本町における人口につきましては、昭和40年以降、一貫して増加を続けてきましたが、令和12年（2030年）をピークに減少に転じ、令和27年（2045年）には、3万4,000人を下回ることが見込まれております。自然動態の状況については、出生者数が死亡者数を上回る自然増の状況が続いておりましたが、平成24年（2012年）以降の自然増は減少傾向にあり、令和元年（2019年）及び3年（2021年）には、死亡者数が出生者数を上回る自然減となったところであり、社会動態の状況については、10代から20代で転出者が転入者を上回る転出超過にある一方、20歳から39歳まででは、転入者が転出者を上回る転入超過にありますが、20歳から34歳までの転入超過は近年、減少傾向にあります。

また、人口移動の状況につきましては、県内からの転入者が多いものの首都圏・近畿圏に対しては転出超過にあります。

町といたしましては、こうした現状を踏まえ、令和2年3月には、第2期藍住町総合戦略を策定し、地域で安心して働ける仕事づくり、藍住町への新しい人の流れづくり、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり、安心して暮らせる魅力的なまちづくり、の4つの基本目標を掲げ、人口減少を最小限に止められるよう、積極的に各種の施策を推進しているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

ます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） お答えを頂きました。2030年をピークに人口減少に転じることが想定されており、死亡者数が出生者数を上回る自然減となり、さらには、20歳から34歳の世代の転入が減少傾向にあるということであり、先行きは大変厳しい状況にあると思います。

本町においては、地方創生に向けて、様々な施策を展開してきていることは、私も承知しているところであります。特に、若い世代に向けては、民間保育園の整備促進、18歳までの医療費の無償化、奨学金の返還支援などが実施されておりますが、これまで以上に若者にとって魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

高橋町長の二期目の公約の一つに若い世代の移住・定住を促進するためのスポーツパーク・バーベキューパークの整備が掲げられておりますが、今後、どのように整備を進めようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 前田議員さんからスポーツパーク・バーベキューパークの整備の進め方について、御質問をいただきましたので御回答をさせていただきます。

本町においても、今後の人口減少に歯止めをかけるとともに、本町への新たな人の流れを創出することは、地方創生を実現する上で、極めて重要であると認識しております。このため、これまでも様々な施策を展開してきたところでありますが、とりわけ若い世代の方々の移住・定住を図り、潤いある住んで楽しいまちづくりを目指すため活動と交流の新たな空間を整備することといたしました。

また近年は、自然に囲まれた場所でなく、身近なまちの中でキャンプやバーベキューなどを楽しむアーバンキャンプが注目されております。山や森林がない本町においても、日常の中での非日常を満喫できる新たなまちの魅力の創出につながるものと考えております。具体的には、スポーツパークについては、スケートボードやBMXなどの屋外競技ができる施設を想定しており、バーベキューパークについては、平時には家族や友人で利用することはもちろん、災害時には炊き出しの場ともなるシームレスでの活用を検討しております。

来年度には適地の選定を行うとともに、整備にあたっては、役場内の関係課の職

員で構成するプロジェクトチームを結成し、検討を進めることとしております。

今後とも、町民の誰もが住んで良かった、そして、住み続けたいと思っていただけるよう本町の未来が広がるまちづくりに向けて全力で挑戦を続けてまいります。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） お答えを頂きました。年度内の適地選定を目指して取り組むとのことではありますが、できるだけ早期に整備が進むようお願いいたします。

また、役場の関係課の職員で検討を進めるとのことではありますが、整備にあたっては役場内の若い職員や町内の若い世代の声を聞くことも必要ではないかと思えます。若い世代の移住・定住につながる施設でありますので、実際に施設を使う若者が愛着を持って利用できるよう取り組んでいただきたいと思います。これは、強く要望しておきます。

次に、これも高橋町政二期目の公約に掲げられていた施策として予算計上されております放課後児童クラブにおける昼食支援についてお伺いいたします。私も共働き世代の方から、夏休みなどの長期休暇に子供のお弁当を作るのは大変だと聞いたことがあります。こうした保護者の負担を町の施策で解消することができれば大変喜ばしいことであると思えます。そこで、放課後児童クラブにおける昼食支援について、どのように取組を進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 放課後児童クラブにおける昼食支援に関しての御質問をいただきましたので、回答させていただきます。

本町の放課後児童クラブについては、5つの児童館に設置しており、保護者が昼間家庭にいない小学生約500名から600名が利用しております。

共働き世帯の増加などを背景に、毎年、多くの利用希望があり、子育て世代の生活を支える上で不可欠な施設となっております。このため、本町では、平成28年度には6つであった児童クラブの教室を現在の13へと倍増させ、受入れ体制を整えてまいりました。

議員のお話のように、夏休みなどの長期休暇や土曜日に利用する児童は、終日を児童クラブで過ごすこととなり、各家庭からのお弁当を持参していただいております。こうした現状を踏まえ、昨年10月に実施した保護者アンケートでは、多くの

皆様から長期休暇などに昼食を提供してほしいとの声が寄せられたところであり、他市町の先進事例を研究するとともに、保護者にとって利用しやすい本町独自の制度構築に向けて鋭意検討を進めてきたところでもあります。本町の昼食支援については、希望する児童に民間調理業者のお弁当を給食費並の価格で提供することを想定しており、また、事前に保護者が献立を確認し、要、不要を選択できる柔軟な制度となるよう取り組んでいるところでもあります。

令和4年度当初予算には300万円を計上しており、4月には、直ちにお弁当を納入いただける民間調理業者を募集、選定し、7月頃には各児童クラブにおける希望数を把握するために試験的にお弁当を斡旋し、秋以降から本格導入をいたします。

今後とも、子育て世代の皆様が、安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めるとともに、藍住町に移り住みたい、戻って子育てがしたいと願っていただけるような取組を進めてまいります。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） お答えを頂きました。本町では若い世代の方々が多く、共働き世帯は急増しております。是非とも取組を進めていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてお尋ねいたします。昨年の年末には、落ち着きを取り戻していた新型コロナウイルスであります。年明けからは、オミクロン株による爆発的な感染拡大が続いてきました。本町においては、保育園や幼稚園、小学校などの児童生徒が感染し、休園や休業を余儀なくされる施設も相次いで発生しております。オミクロン株については、ワクチンを接種していても感染することが報告されておりますが、3回目のワクチン接種をすることで、発症予防や入院予防の効果が高まると言われております。

県内でも比較的早い時期に接種を開始した本町ではありますが、まずは現在、どの程度ワクチン接種が進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） ワクチン接種の状況について御質問をいただいております。

本町におけるワクチン接種につきましては、昨年12月に先行接種した医療機関

の従事者への接種を始め、去る1月31日からは在宅の高齢者への接種を開始いたしました。現在は64歳以下の方も含め3回目の接種ができる時期に合わせて、接種券を順次、発送しておりまして、ウェブや電話などで速やかに予約受付ができる体制を整えております。

本町におきましては、3月13日終了時点で、18歳以上の接種対象者の約42パーセントの方への接種が終了いたしております。また、町全体の人口、また、県全体の人口に対しての接種の状況につきましては、県のほうにおきまして、県からですね、毎週水曜日の終了時点の状況を金曜日に県が公表しております。3月9日終了時点の接種率につきましては、本町では31.6パーセントでありまして、県内平均の31.1パーセントを若干上回っております。さらに、全国的に接種が進んでいないと報道されております65歳以上の高齢者の接種につきましては、本町では83.1パーセントの高齢者の方が接種を終えており、県内平均の65.9パーセントを大きく上回っている状況でございます。

今後は、働く世代の方々への接種が本格化してまいります。引き続き、県の大規模接種や職域接種と連携を図るとともに、町内医療機関と協力しながら、接種を希望する方への速やかな接種に取り組んでまいります。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） お答えを頂きました。県内平均よりも高い進捗率で進んでいるとのことではありますが、さらにスピードアップして取り組んでいただければと思います。

また、今回のワクチンについては、ファイザー社製とモデルナ社製の2種類から接種者がいずれかを選んで接種することになっておりますが、先の議会の一般質問で、我が会派の紙永議員が指摘したように、全国的な傾向と同様にファイザー社製ワクチンを選ぶ方が多いようであります。

ワクチン接種のスピードを上げるためには、ファイザー社製ワクチンの確保はもとより、モデルナ社製のワクチンを進める必要があると思います。町として、どのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 2種類のワクチンを活用した接種に関して御質問をいた

できました。本町で実施した1回目、2回目のワクチン接種については、各医療機関においてファイザー社製のワクチンを使用していたことから、先の12月議会で紙永議員からも御指摘いただいたとおり、3回目の接種でもファイザー社製を希望する町民の方が多くなっております。一方、国からのワクチン配分につきましては、3月までの接種分として、ファイザー社製とモデルナ社製が、それぞれ約1万回分が配分されているところであります。

ファイザー社製のワクチンにつきましては、1バイアル、1瓶ということですが、1瓶から6人分のワクチンを採取することとされておりますが、厚生労働省から、「7人分が採取できる場合は、接種に使用して差し支えない」との見解が新たに示されたことから、町としては直ちに検討を始めまして、本町独自で7人分のワクチンが採取できる注射器を購入し、各医療機関で接種いただいております。このことによりまして、国の配分数よりも約2割、多くの方にファイザー社製のワクチンを接種できることとなり、限られたワクチンを有効に活用できているものと考えております。

また、モデルナ社製のワクチンにつきましては、医療機関での個別接種に加え、町で実施する集団接種で活用をしております。接種を希望する町民の方はもとより、保育園や幼稚園、小学校などの教職員で県で実施する大規模接種に行けなかった方や、中学校の教職員を対象に接種を進めております。多くの方に接種をいただいておりますが、ファイザー社製のワクチンより接種希望が少ない状況にはあります。

厚生労働省の資料によりますと、いずれのワクチンを接種しても、中和抗体価の増加に大差はないことが確認されておりますので、引き続き、円滑な接種が進むよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） お答えを頂きました。いろいろ工夫されて取り組まれているとのことではありますが、引き続き、住民の要望に応えられるように、取り組んでいただきたいと思います。

最後に、5歳から11歳までの子供に対するワクチン接種について、お伺いいたします。5歳から11歳の子供へのワクチン接種については、今月7日から医療機関での接種が始まったところです。ある報道機関が東京都で保護者にアンケート調査を実施したところ、早く接種したい方が約3割、様子を見て問題なければ接種し

たい方が約5割、接種を希望しない方が約2割とされております。

この年齢層の子供に対しては、オミクロン株への有効性などから、接種への努力義務は課せられておらず、保護者の皆さんが接種を判断することとなりますが、決して接種を強制したり、接種しない子供に不利益な扱いがあってはならないと思います。

町としては、この年齢層の子供への接種について、どのように対応されているのか、お尋ねいたします

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 5歳から11歳の児童に対するワクチン接種について御質問をいただきました。5歳から11歳の児童に対するワクチン接種につきましては、ただいま前田議員からの質問にもありましたように、厚生労働省において、医学的な見地から、オミクロン株への有効性が明らかでない。加えて、重症化の動向も確定的ではないということから、現時点では努力義務が課されていないこととなっております。

本県では、居住地にかかわらず小児科の専門医で接種ができるよう県がコールセンターを設けるなど、主体的に調整をして、接種が始まったところであります。

本町におきましては、先月22日に対象となる児童に接種券を発送し、その接種券には、保護者の方が接種を検討するにあたっての判断材料として、ワクチンの効果や副反応、接種にあたっての注意事項などが掲載された厚生労働省のリーフレットを同封いたしております。また、このリーフレットには、ワクチンは強制ではないこと。また、ワクチンを接種しないことで、いじめなどがあってはならないことが掲載されております。保護者の皆様にとっては、小さなお子様に対するワクチン接種でありますので、心配するお気持ちも、慎重に判断することも十分に理解できるところであります。

町におきましては、これまでも中学生保護者へのアンケート調査結果に基づき学校や教育委員会と連携して、ワクチン接種をしないことで差別や偏見があってはならないことを児童生徒に指導してきたところであり、今回の接種に当たりましても、そうしたことがないよう、広報紙などにより、広く住民の皆様にも周知することといたしております。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

● 1 番議員（前田晃良君） お答えを頂きました。ワクチンを希望する方には、速やかに接種を進めていただき接種を希望されない方にも、十分に配慮していただければと思います。

3月に入り、少しずつ暖かさも増してきました。春を告げる花々も少しずつ咲き始め、まちの景色に彩りを添えております。気持ちも気温も温かく、明るくなる季節であります。新型コロナウイルスに関しては、治療薬の開発や感染状況の改善などから、諸外国では規制を緩和する動きも見られます。新年度には、我が国でも、新型コロナウイルス収束に向けた出口戦略がしっかりと描かれるよう、強く、強く願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） ここで小休いたします。

午前 10 時 37 分小休

午前 10 時 41 分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10 番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、新型コロナ感染症対策について伺います。新型コロナウイルスの新変異株、オミクロン株により徳島県でも10日206人、11日216人、12日213人、13日210人と4日連続、感染者が200人を超え、児童施設や小学校、高校でクラスターが起き、3回目の接種が急がれるところです。本町の3回目の65歳以上の接種は、先ほど前田議員の答弁にもありましたが、83.1パーセントと大変平均より上回っているという答弁ありましたが、この65歳以上の接種人数と64歳以下の接種人数はどのようになっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） ただいま小川議員さんから本町の3回目の65歳以上の接種人数と64歳以下の接種人数につきまして、御答弁をさせていただきます。

ワクチン接種につきましては、当初、国は2回目接種から8か月を経過した方を追加接種することとしていましたが、その後前倒しが重ねられました。本町では、接種枠を考慮した結果、一律6か月後に前倒しをすることとし、2回目のワクチン接種を終えた方が6か月後に、できるだけ早く接種券が届くよう準備しております。接種状況につきましては、65歳以上の接種者は、3月7日の時点では7,119人となっております。また、64歳以下への接種人数につきましては、3,073人となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁いただきました。3月7日時点で65歳以上の方が7,019人、64歳以下の方が3,073人ということでありましたが、1人でも多くの方が3回目の接種ができ、免疫を獲得できるように取組、対策、今日の広報にもワクチン接種について非常に説明がされてましたので、いろいろな報道機関を通じて町民に呼び掛けていただきたいと思います。また、先ほど前田議員の答弁にもありましたが、5歳から11歳のワクチン接種人数と状況はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんから、5歳から11歳のワクチン接種状況につきまして御答弁させていただきます。

5歳から11歳のワクチン接種につきましては、コールセンターの設置など、県が主体的に調整し、今月7日から始まったところであります。町におきましては、先月22日に対象となる児童に接種券を送付し、その後5歳の誕生日を迎えられる方に順次、接種券を発送することとしております。

予約の状況につきましては、5,000人分の予約枠のうち、約9割が埋まっていると報道されております。また、他の年齢層のワクチン接種とは異なり、接種に努力義務は課されておられません。5歳から11歳までの接種状況につきましては、藍住町の町民の方で3月9日時点で260の方が予約をされ、接種済みの方が31人となっておりますので御報告させていただきます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 5歳から11歳の接種状況、5,000人のうちほぼ9割ぐらいが埋まっているということがありまして、7日現在で31人が接種を終えたという、今、始まったばかりですが、特に、このオミクロン株により10歳未満の感染が増えております。保護者にとっては子供たちに接種するか迷っている方がたくさんいると思われませんが、クラスターをなくすためにワクチンによる集団免疫獲得が是非必要と思うが、5歳から11歳の接種人数を増やすために、今後、先ほども副町長が答弁いただきましたが、保護者に対してもっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、全体にこの3回目のワクチン接種で私の知り合いの方は1週間も高熱が続き、仕事に行けなかったとの話を聞きましたがそのような副反応の報告はあったか伺います。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんからの副反応について御答弁させていただきます。現在5歳から11歳の接種が進んでおりますが、後遺症にかかったとの副反応については、現在まだ報告の事例は挙がってきておりませんので御報告させていただきます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、自宅療養者が14日現在、1,342人と県の想定よりはるかに超えております。本町の自宅療養者の把握はできているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの自宅療養者の把握はできているのかという御質問に御答弁させていただきます。

県内でも全国と同様に、感染者の重症化リスクの低いといわれているオミクロン株の急拡大を受け、自宅療養者が増え続けている状況にあるとされております。県と町においては、それぞれの役割のもと、コロナ対策にあたっており、自宅療養者対策については保健所の所管事務でありますので、本町において自宅療養者の把握

はしておりません。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、ウイズコロナを想定した町民生活、社会経済活動への対応をどのように検討しているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、ウイズコロナを想定した町民生活、社会経済活動への対策について御答弁をさせていただきます。

国内における新型コロナウイルス感染症については、2年前の令和2年1月に初めて感染者が確認されてからこれまでに580万人を超え、県内においては約1万4,000人、町内においても600人を超える感染者数となっております。発生当初、未知のウイルスであることから、全国で厳戒態勢となり、マスクや消毒液が品薄となるとともに、これまで延期されることのなかった平和の祭典であるオリンピックが初めて延期されるなど、社会経済活動に様々な影響が生じました。ついには、全国に非常事態宣言が発令され、街から人が消える異常な状況が続くこととなります。この間、国を挙げて感染者をなくす、いわゆるゼロコロナを実現するための様々な方策が実施されましたが、感染力の高い新型コロナウイルス感染症の猛威は収まらず、時々で感染者が増加する波が繰り返し発生しています。このような経験や知見を積み重ね、ウイズコロナという新しい考え方が生まれました。マスクの正しい着用や手洗い、うがいの励行、3密の回避など基本的な感染対策を徹底する新しい生活様式の実践で、感染者が発生している中でも社会経済活動を止めない、新型コロナウイルス感染症との共存・共生する人々の暮らし方や価値観をウイズコロナといいます。

国においては、第5波の終わりに併せて、ワクチン・検査パッケージ制度を導入して、日常生活の規制を緩和し、感染対策と社会経済活動との両立を目指してきました。現在は、オミクロン株の第6波により運用は停止しておりますが、ワクチンの追加接種や感染状況により、再開が検討されております。

また、コロナ禍における働き方である在宅ワークやウェブ会議、飲食する際の間仕切りの設置なども、ウイズコロナにつながる取組であります。こうした、それぞれ個人や企業の感染防止対策を図る行動が、ウイズコロナにおける日常へとつなが

っていくものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、コロナ感染症に伴う生活困窮所帯への支援事業や実施事業はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、コロナ感染症に伴う生活困窮世帯などへの支援事業内容や実施条件について御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内での感染が確認されて以降、既に2年以上が経過しており、その間、社会経済活動は大きく低迷しております。このため、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある生活困窮者の支援につきましては、社会福祉協議会などが窓口となり、緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度、生活困窮者自立支援金の支給、住居確保給付金や収入減少者への居住支援など、国や県による様々な施策が講じられております。これらの貸付金等につきましては、2022年3月末から6月まで申請が延長されたところであり、新型コロナ対策の特例貸付けとして緊急小口資金が20万円、総合支援資金が60万円となっております。

また、ひとり親家庭等の18歳以下の児童及び身体障害者手帳、療育手帳、及び精神障害者保健福祉手帳を所持する重度の障害者へ1名につき1万円の商品券を支給しております。さらに、低所得の子育て世帯に児童1名につき10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業の支給も始まり、現在6,194人、6億1,940万円の支給が完了しております。

また、住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業、1世帯10万円も支給を始めており、現在2,493世帯、2億4,930万円の支給が完了しております。いずれも必要な方への支給を継続しており、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯への支援に努めてまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、コロナ感染症に伴い経営が圧迫している町内業者への支援事業は考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、コロナ感染症に伴い経営が逼迫している町内事業者支援事業は考えているかについて御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために懸命な対策が取られてきたところではありますが、いまだに感染拡大が続いており、県内においても、新型コロナウイルスと一進一退の攻防が続く中、予断を許さない状況にあります。このような状況の中、不要不急の移動自粛や感染予防への協力により、県内の経済活動は著しく制限されており影響を受けている事業者の皆様へ本町といたしましても支援を進めてきたところであります。これまで、国・県により様々な給付金等や融資制度による支援が講じられるとともに、昨年度は、あいずみ活性化プレミアム商品券事業を始め、総額約3億3,000万円消費需要を創出し、町内における商品の購入、飲食などに活用され、事業者の売り上げ増加につながっております。今年度においても、1世帯に1セット、1万5,000円の商品券を1万円で購入いただく、あいずみ商品券事業を実施し、約1億8,000万円の消費需要を創出したところであります。さらには、県と歩調をあわせ、事業者向けの支援金の支給など、新型コロナウイルスの影響で町民の皆様の生活に支障が生じないように努めてまいりました。

また、県においても、新型コロナ第6波に伴い、厳しい経営環境に直面している中小規模事業者、個人事業主の皆様の実業継続を支援するため国の事業復活支援金と併用可能な徳島県事業持続化応援金を新たに創設しており、町としても、まずは積極的に周知に努めてまいります。このほかにも、融資制度など多くの支援が行われており、藍住町商工会などの関係機関と連携し、各種支援の内容を広く活用されるよう対応してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 町内業者の支援事業について、答弁いただきました。本当にコロナによって経営が逼迫している業者がたくさんいます。万全の対策でいろいろの事業をしていただきたいと思います。

次に、学校における新型コロナ対策と児童生徒の学習指導等について伺います。

県下では毎日のように学校や児童が利用する施設などでクラスターが発生しているが、幼稚園・小学校・中学校でのコロナ感染状況はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 小川議員の幼・小・中学校の感染状況について、お答えいたします。風評被害や個人特定を避けるため具体的な名称等は控えさせていただきますとともに、あくまで学校教育課で把握しております令和4年3月8日現在の状況においてお答えさせていただきます。

まず、町内幼・小・中学校のコロナ感染状況についてでございますが、令和3年4月以降の陽性者数は幼稚園が15名、小学校が44名、中学校が27名の計86名となっております。幼・小・中学校の休業状況については次のとおりでございます。同じく令和3年4月以降の数字になりますが、幼稚園の休業は延べ4園、小学校の臨時休業につきましては延べ7校、そして学年閉鎖1校、学級閉鎖は延べ10クラス。中学校の臨時休業は延べ3校、学年閉鎖については1校、学級閉鎖は延べ7校というかたちの数字となっております。以上です。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 先ほどの答弁で子供たちの多くも感染している方、たくさんいるというようなことありました。この中で先生や子供たちが感染した場合、濃厚接触者の特定やPCR検査の方法など、どのように行われているか伺います。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 小川議員の先生や子供たちが感染した場合、濃厚接触者の特定やPCR検査についてはどうなっているんだということで、御答弁いたします。

感染症が出た場合の基本的な流れといたしましては、以前の小川議員さんの御質問にも御答弁させていただきましたとおり、「陽性者が出た時点で、保健所が聞き取り調査を行い、特定した濃厚接触者にPCR検査の実施を連絡する」というものでございました。現在、従来よりも感染力が強い新型コロナの変異株、オミクロン株に変化した第6波におきましては、何点か変更されていますので、追加で説明させていただきます。これまでPCR検査で陽性を判断しておりました。ところが、最近では病院における抗原検査で陽性者が出た場合も、病院の判断により、すぐ陽

性ということになります。そのため検査を受けた時点で陽性が判明するというわけで、学校は保護者から陽性の連絡を受けた場合、様々な休業に対する手続きをすぐさま行い、保護者宛てに休業等のメールを送信する必要があります。そのため、各学校としては全く気が抜けない状態でございます。

その後、保健所が聞き取り調査を行い、濃厚接触者の特定を行います。濃厚接触者に特定された方は、保健所の指示に従いまして、行政検査、県によるPCR検査等を受けることとなりますが、それ以外の方でも県の制度を利用するなどして、個人的にPCR検査を受ける方も増加しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今答弁いただきましたが、やはり第6波のオミクロン株により大変、非常に感染者が多くなっているということでありましたが、オミクロン株による低年齢層へのコロナ感染者が本当に増加しております。幼稚園や小中学校におけるコロナ感染症防止対策の強化が必要と思いますが、この安全対策の取組状況を伺います。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 小川議員の学校など教育施設における安全対策について御答弁させていただきます。

基本的な感染予防対策は、従来よりも感染力が強い変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの着用、換気、手洗いなどがこれまで同様に有効ということで考えられております。ただし、学校におきましては、特に定期的な換気の実施、それから共有物の消毒の徹底、マスク着用の徹底を心掛けるとともに、体調の悪い方には、無理をせず学校を休んでいただくというような呼び掛けもしております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 4月から新学期になり、コロナ感染症で休校や学級閉鎖になった場合、タブレット端末等を利用した取組というのは考えているか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員の休校等の際のタブレット端末の利用の取組についての御質問にお答えいたします。

G I G Aスクール構想にのっとり学校内の端末利用は、かなり進んできており、新しい授業のかたちが少しずつ見えてきつつある状況にあります。御質問のタブレット端末の家庭での利用については、幾つかの課題が残っておりまして、徐々に準備を進めております。課題は、長期間利用するには持ち帰り用の電源アダプタが必要になること。また、Wi-Fi 環境を備えていない御家庭では通信を要する活動はできないこと。そして、最大の課題は学校の通信環境の問題です。持ち帰り用アダプタは100本ほど準備しており、追加で購入予定です。貸出し用のWi-Fi ルーターも30台ほど用意しております。問題は通信環境です。これは学校から同時に通信できるタブレットの数を現在試しながら調査していますが、今のところ最大100台ほど、つまり3学級分ほどが同時に通信できる可能性があるようです。これが確かめられれば3学級までの長期の学級閉鎖にほぼ対応ができると考えられます。そして、全校休業の場合は時間帯を区切った通信を考えております。教室での新しいかたちの学びを目的に配備されたタブレット端末ですが、休業時の学びの継続での活用が期待されています。さきに述べた課題を解決した上で、まずは教師や友人との学級活動による交流によって自宅待機となった子供たちの心のケアができるような使い方を第一に考えているところでございます。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 教育長から答弁をいただきました。いろいろの課題があるとのことですが、課題をクリアして少しでも子供たちが勉強が遅れないような対策をとっていただきたいと思います。

次に、子供たちの安全確保のために学校などの水道蛇口を自動水栓にしてはどうか伺います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員の水道の自動水栓化についてお答えいたします。

以前にもお答えしたとおり、全体で1,400個ほどある水道の蛇口を一挙に全

て自動水栓化することは財政上困難であると考えます。ただ、今年度実施した小学校のトイレの乾式化・洋式化の工事で、小学校4校全てのトイレの蛇口を自動水栓化しております。また、昨年度に実施した西幼稚園、東幼稚園の職員、来客用トイレ及び南小学校の屋外トイレの新規工事にも自動水栓を導入しております。来年度中には中学校のトイレも全て自動水栓化する予定です。ちなみに、改修後のトイレは照明も自動化しており、スイッチへの接触も避けられるようになっております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁によると、全部変えたら400個ぐらいということですが、徐々にトイレ改修とかによって変わってきているというような答弁でありました。1人でも多くの方が感染がなく安全な学校生活が送れるように早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に、高齢者対策について伺います。免許証返納者の数は過去5年間で何名いるか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、小川議員さんの免許証の過去5年間の返納者数について御答弁させていただきます。

高齢ドライバーによる交通事故は近年増加傾向にあり、その原因としては、発見の遅れや判断の誤りなどが主な要因とされております。このため、加齢に伴う身体機能の低下等の運転に不安を感じるようになった高齢者については、自主的に運転免許証の返納が行われております。町内の免許証返納者については、県運転免許センターの調査によりますと、平成29年が97人、平成30年が94人、令和元年が106人、令和2年が90人、令和3年が96人となっており、概ね同水準で推移をしております。5年間の累計では483人、このうち65歳以上の返納者は470人、率にいたしまして97.3パーセントとなっております。また、75歳以上は307人であり、率に直しまして63.6パーセントとなっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 免許証返納者について答弁いただきました。5年間で約483人と。約100人前後で推移しているというようなことでありました。高齢者にとって免許証を返納するということは、よくよくのことでありまして、返納したいと思われても、今免許証を返納したら、もうどこにも行けないというような方がたくさんおられると思います。やはり、1人でも事故のないようにするような対策を練るべきではないかと。特に、免許証返納者の特典、昨年度9月議会で免許証返納者や高齢者に対する取組は2年間で検討するとのことでしたが、どのように検討されたか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、小川議員さんの2年間で検討するということがあったがどのように検討したかということですが、地域公共交通は、地域の経済社会活動にとって重要な基盤であり、一昨年度より、地域公共交通の在り方について検討を行っており、鉄道、バスの運行状況、人口分布等の基礎的条件を踏まえた上、交通ニーズ調査や交通事業者への聞き取り調査、新たな移動手段の費用対効果などについて、報告書を取りまとめました。一方で、高齢者の方の移動手段確保は、喫緊の課題となっていることから、今年度はタクシーチケット実証事業を実施したところであります。

今後、タクシーチケットの利用状況やアンケート結果、費用対効果、路線バス等の公共交通機関の状況を見極めつつ、引き続き、調査報告書の結果を踏まえて、地域公共交通の在り方について、検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 本町でも県が行っている交通プレミアム商品券事業、これはすぐに県のほうでは売り切れたと聞きましたが、こういう事業を行ってはどうか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、議員さんの本町でも県が行っているような交通プレミアム商品券事業を行ってはどうかという、御答弁させていただきます。

県が行っているとくしまプレミアム交通券は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う移動自粛により、利用者が大きく落ち込んでいる公共交通機関の需要を喚起し、公共交通の利用促進と、業と雇用の維持・確保を目的として実施しており、県内の交通機関、路線バス・高速バス・鉄道・タクシー・フェリー・航空・自動車運転代行などで使用できる交通券であります。県におきましては、広域的な自治体として、広く県内に本・支店を置く公共交通機関を支援することとしております。市町村が実施する事業としては困難であると考えております。

なお、本町で来年度実施予定の、ノリ乗りタクシー券は、目的は高齢者の移動支援、交通機関はタクシーのみとなっておりますが、プレミアムのついたタクシー券となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 藍住町ノリ乗りタクシー券を実施するというようなことでありましたが、これ資料いただきますと、対象者が75歳以上のみの所帯の方で要介護認定を受けていない者。65歳以上の要介護認定を受けていない免許証返納者とのことではありますが、なぜ要介護認定の人も含めないのか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、再問について御答弁させていただきます。

要介護認定者につきましては、介護制度の仕組みの中で通勤乗降介助ということで介護タクシーを利用することができるということがありますので、このノリ乗りタクシーチケットのほうからは介護の対象者、介護認定者につきましては除外とさせていただきます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 要介護の方は介護タクシーが使えるというような答弁ありましたが、この介護タクシーというのは重度の歩けないとか、そういう重度の方が主流と聞いております。要介護の軽い方は使えないと。また、これは病院とかから役場とか、そういうとこにしか使えないと。買い物とかは使えないと聞いておりますが、これはいかがでしょうか。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） ただいま、介護タクシーにつきまして御質問いただきましたので御回答させていただきます。一般的に介護タクシーと呼ばれますのは、タクシー会社等が介護保険制度を利用して行う移送サービスを指していると思われまます。介護保険では訪問介護サービスの中に身体介護の分類で、通院等乗降介助という項目があり、御自身では車に乗ることが困難な方や、一定以上の介助が必要な高齢者の方などが、外出する際に利用できるサービスで、具体的には、着替えや靴を履くなどの外出準備介助や、タクシーまでの移動と乗車・降車の介助、降車後の移動介助、目的地での介助などがあり、1月あたり延べ80名程度の方がこの通院等乗降介助を利用されております。介護保険を使って介護タクシーを利用するためには、介護保険の要介護認定で、要介護1以上の認定を受け、訪問介護のケアプランで計画を立てる必要があります、日常生活上または社会生活に必要な行為に伴う外出として病院や役場等への外出の場合に通院等の乗降介助が必要という場合に限られて認められております。

なお、介護タクシーで介護保険の身体介助を行う場合には、県の指定を受ける必要があります、また、運賃に関しては国土交通省管轄の運輸支局での許可を取り、料金設定がされているものと承知しております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁いただきました。やはり重度の介護1から重度1以上の方、重度の方が使えるということでした。昨年3月、3年の12月9日から12月25日のタクシーチケットに関するアンケートを、私いただいておりますが、この答えの中では利用していない、718人。利用したが216人という結果で、やはり介護認定を受けて介護タクシーも使えないというような方は、なぜこれチケットを交付しないのか、その点伺っておきます。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、御答弁させていただきます。やはり介護認定の制度の、介護制度の中です、介護タクシーを御利用していただけるということで現在のところはチケットを交付するような制度にはなっておりません。以上で、御答弁とさせていただきます。

すみません、先ほど追加でございますが、要支援者の方につきましては御利用をいただけるということとしております。要介護1からの方については、支給はされませんが、要支援の方につきましては交付をさせていただいております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 要支援1以下の方は使えるという、送るというようなことでありました。この先ほども聞きましたが、タクシーのアンケートですね。町民にこういう状況のやつを周知するのか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） アンケート結果でございますが、今後集計がまとまり次第、また周知のほうはさせていただくと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） この藍住町ノリ乗りタクシーの実験の実施についてでございますが、タクシー会社が町内の事業所を有する者というようなことになっておりますが、使われた方が徳島の徳大病院とか市民、中央病院に行った場合に、行きしなは町内のタクシー会社を使っても、帰りは使えないというようなことですが、これある程度のタクシー会社を使うことはできないのか。質問いたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員さんの再々問について御答弁させていただきます。タクシーの事業者につきましては、今後協力事業者の拡大に努めることと現在しております。よろしく願いいたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 高齢者の外出支援策について、北島町や松茂町、徳島市が行っているコミュニティーバスを検討するとのことであったが、どうなったか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、高齢者の外出支援対策について御答弁させていただきます。

一昨年実施いたしました町民アンケートの結果におきまして、自家用車を持たない方に対する移動支援の考えにつきましては、町内の主要施設を結ぶ小型バスを利用したいとした方が36パーセント、バスやタクシー料金の一部補助を受けたいとした方が25パーセント、予約型の乗合タクシーを利用したいとした方が18パーセントとなっております。

アンケート結果では、最も要望がある小型バス、いわゆるコミュニティーバスがありますが、多くの課題がございます。本町では、農地と住宅等が混在する低密度の市街地が形成され、狭い道路に接道した住宅が町全体に広く薄く分布し、移動手段を持たない利用者が分散しており、どのようにルートを決め、また、どの程度利用があるのか需要面の課題。車両や運転手の確保などのイニシャルコストやランニングコスト、料金徴収の有無や水準などの財政面の課題。現在負担している一般路線バスシステムの維持に係る補助との競合や費用対効果などです。いったん運行すれば容易に廃止できないため、慎重に検討しなければならないと考えております。

一方で、さきにも申し上げたとおり、高齢者の方の移動手段確保は喫緊の課題となっております。本年度実施のおでかけタクシーチケット、来年度実施のノリ乗りタクシー券の利用状況や費用対効果、路線バス等の公共交通機関の状況を見極めつつ、本町に必要な地域公共交通サービスについて検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、福祉灯油助成について伺います。12月議会で住民税非課税所帯、約3,500所帯を対象として助成を行うとのことでしたが、何所帯に通知を出したのか。また、何軒から申込みがあったか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 福祉灯油助成について答弁をさせていただきます。

昨年10月以降、原油価格の高騰が長期化しており、生活に著しい影響を及ぼしています。このため令和3年11月19日のコロナ克服・新時代開拓のための経済

対策において、地方公共団体が行う生活困窮者に対する灯油購入費の助成に、特別交付税措置を適用する方針が示されました。徳島県において、この方針を踏まえ、今年度限りの緊急対策として、福祉灯油購入費助成事業費補助金を創設したことから、本町においても、福祉灯油助成事業を実施することといたしました。また、先の12月議会では、林議員から、収入の少ない方々にとって、灯油は命をつなぐために欠かすことができないものであり、本町においても取り組むよう提案がなされたものであります。このため当事業の助成対象は、本町に住所を有する住民税非課税世帯で暖房用の灯油を使用している方としております。しかしながら、県からの通知によりますと、本町が保有する住民税課税情報等により、対象世帯に助成制度を通知することは、個人情報以外の目的のための利用に該当し、あらかじめ、非課税世帯を抽出して通知することはできないこととされております。

また、令和元年度に町が実施したアンケート調査結果によりますと、町政や町の業務・行事に関する情報源として全体で最も多かったのが、広報あいずみで62.2パーセントであり、町民の方が一番多く情報を得ている広報でさえ約4割弱の方が見ていない結果となっており、私どもが想定している当該事業の申請者数の大幅な減少、約1,000件が見込まれたところであります。さらには、第6波の真っ只中にある、新型コロナウイルス感染症対策として、役場窓口での密を避けるために、郵送申請をすることとし、町内全世帯に通知をいたしました。3月10日現在、申請総数は1,607件で、全戸配布を行わなかった場合の想定申請数を既に上回っており、最終的には、2,450件になると見込んでおります。町といたしましては、制度創設が目的ではなく、必要な方に助成金をお届けすることが最も重要であると考え、全戸配布の方法をとらせていただいた次第であります。

また、新型コロナウイルス感染が拡大しておりますので、役場窓口が密にならない感染防止策として、返信用封筒による郵送申請方法が適当であると考えております。今回、制度創設を提案いただきました議員も含め、周知の在り方に様々な御意見をいただいているところでありますので、今後もこのような生活困窮者に対する助成事業が行われる場合には、社会的な情勢等を総合的に勘案して、対応してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 町内全所帯に出したということでありましたが、住

民税非課税所帯というのは、これは前もって掌握できるのではないかと、町がすることなので。課税所帯からこういうのを送ってきた、私やは税金を払っているのになんで送ってくるのかと、怒りの声もたくさん聞きました。この件も十分検討して次回に生かしていただきたいと思います。

最後に、非課税所帯だけでなく均等割所帯や子育て所帯へのこういう助成をしてはどうかと伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 非課税世帯だけでなく均等割世帯や子育て世帯への灯油助成についての御質問でございますが、今のところ町単独での実施は考えておりません。今回の事業同様、国や県の動向により、今後も必要な支援を講じることができるよう努めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休します。

午前11時39分小休

午前11時43分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

理事者の方は、明確な答弁をお願いいたします。

まず、1点目でございます。高橋町長にお伺いします。ロシアによるウクライナ侵略に関するメッセージについて伺います。連日ウクライナの悲惨な状況が報道されております。プーチン大統領に対し、ロシア国内を始め、全世界各地で抗議行動が大きく広がっています。ロシアの侵略行為は、国連憲章第2条4項の武力の威嚇及び武力の行使の禁止に反する国際法違反です。ロシア大統領による核兵器の使用を示唆する発言は、国際協調を踏みにじる言動であり、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会の首長として、ウクライナ侵略行為を直ちに中止をし、平和的解

決への道を探ることを求めることを要請すべきです。

高橋町長がロシアのプーチン大統領のウクライナに対する侵略行為を直ちに中止することをメッセージとして発信していただくことを切に願っています。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 林議員さんからロシアによるウクライナ侵攻に関して、御質問をいただきました。ロシアによるウクライナへの侵攻については、昨年11月から、ロシア軍の大規模な部隊がウクライナ国境付近に展開されていたことから、世界中がその動向を注目してきたところでもあります。こうした中、ウクライナの領土であるクリミア半島をロシアが併合した2014年から8年目となる今年2月、再びロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始されることとなりました。ウクライナの首都キエフを始めとする各都市、各地域が戦禍を被り、多くの民間人が死傷する痛ましい報道がなされております。

また、攻撃のターゲットは、原子力発電所や産科、小児科病院にも及び、さらに、ロシアは核兵器の使用をも示唆しております。武力による攻撃は、ウクライナへの重大な主権侵害であるとともに国際社会、ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かす行為であり、これまで非核と平和を望んでいた本町としても、断じて容認できません。

本町においては、被爆地である広島市及び長崎市が中心となって設立した核兵器のない平和な世界の実現を目指す平和首長会議の一員として、世界166か国8,065都市とともに活動しており、先月25日には、広島市長が会長として「核兵器の使用はあってはならない。一日も早い平和的解決に向けた外交努力を要請する」との声明を発信したところでもあります。また、日本非核宣言自治体協議会では、長崎市長が会長として、プーチン大統領に向けて、抗議文を送付しております。

さらには、全国町村会を始めとする地方六団体においては、我が国の地方自治体を代表して、「ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍の即時、完全かつ無条件での撤退を求める声明」を発表しております。本町においては、こうした国際的な団体や、全国の自治体を代表する組織をとおして、既にロシアの軍事侵攻や核兵器の使用中止を強く要請しているところであり、今後もウクライナ情勢を注視するとともに、県内の自治体を始め各種の団体とも連携しながら、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きありがとうございます。本当に今、日本の平和だけでなく世界の平和にも重大な岐路に立っていると、このように私どもは認識しております。お互いに力を合わせて平和を構築していく、こういう運動が必要でないかと思えます。どうもありがとうございました。

それでは続けて、質問をさせていただきます。2点目ですが、新型コロナで厳しい事業者支援について質問をいたします。

現在、建設資材の価格は2倍と高騰し高止まり、さらに品不足が続いています。原油の高騰であらゆる製品価格が値上がりをし、コロナ禍で仕事はかどらないなど、その声をよく聞きます。

今年の確定申告で所得が大きく落ち込み、これでは事業も暮らしも成り立たない、こういう方の声もたくさん聞きました。知り合いの中にも従業員を手放し廃業した方がいます。この不況を乗り越えていくためには、個人の努力だけでは不十分です。国もコロナ前より30パーセント以上減収対象に事業復活資金の申請を現在受付をしています。

先ほど、小川議員の質問で総務課長の答弁は周知に徹底をすると、このような答弁がなされました。周知も非常に重要であります。だが、もうひとつ重要なのは藍住町として独自の支援給付金の創設を私は強く要望していきたいと思えます。

この点に関しましては、北島町では独自の事業者支援給付金制度として従来の給付金、5万円から15万円に増額をし、申請を受け付けてきました。

さらに、石井町では、コロナで休校し家庭で保育をした場合、休業の保護者に対し休業期間中、1日当たり6,500円を支給する。このような補助制度を作ったわけでございます。財源には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる。これが石井町の計画であります。

このようなことを他の自治体では行っていますので、町として、やはり独自の支援給付金の創設を考えるべきでないかこのように思います。この点で、答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは林議員さんの藍住町として独自の支援給付金創設について、御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生から2年以上が経過いたしました。依然として、先行きの不透明感は拭えない状況にあります。

本町におきましては、外出自粛や感染予防への協力により、多大な影響を受けている民間事業者や町民の皆様への支援策を積極的に展開しております。これまで実施いたしましたプレミアム商品券事業などについては、消費者はもとより事業者の皆様にとってもメリットのある制度として進めているところであります。

昨年度は、あいずみ活性化プレミアム商品券事業を始め、総額3億3,000万円の消費需要を喚起し町内における商品の購入、飲食などに活用されております。

また、事業者の売り上げ増加にもつながっておるものと考えております。

今年度におきましては、1世帯に1セット、1万5,000円の商品券を1万円で購入いただく、あいずみ商品券事業を実施し、約1億8,000万円の消費需要を創出したところであります。

さらには、県と歩調を合わせた事業者向けの支援金の支給など、新型コロナウイルスの影響で町民の皆様の生活に支障が生じないように努めてまいりました。

また、県においても、新型コロナ第6波に伴い、厳しい経営環境に直面している中小規模事業者、個人事業主の皆様の実業継続を支援するため、国の事業復活支援金と併用可能な徳島県事業持続化応援金を新たに創設しており、町としても、まずは積極的に周知に努めておるところでございます。

このほかにも、融資制度など多くの支援が行われており、藍住町商工会などの関係機関と連携し、各種支援の内容を広く活用されるよう対応してまいりたいと考えております。

なお、林議員さんが先ほど御報告いただきました様々な事業者向けの給付金の事例など、また参考にしてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。やはり地元の町内の町民の皆さん、さらに事業をなさっている皆さん方の経営や暮らしをどう守っていくかということ。をいつも中心において、とりわけ他の自治体が先進的な取組事案が報道されていま

す。そこらあたりも是非、研究、検討していただいて藍住町もできることは積極的に行っていただくと。これが、町民の皆さんに対する町政の役割でないかと思いません。先ほど、そこら辺のことも検討されるという答弁でありましたので、是非引き続いてよろしくをお願いします。

それでは、続けて住宅リフォーム助成制度の創設を要望します。なぜなら藍住町では不況対策として、2020年の8月、国の交付金を活用して住宅リフォーム補助事業を行いました。町もこの事業が地域経済対策として大きな役割を果たしたことを認めています。これは議会の答弁でもありました。申請者が多くて追加予算は一般会計の予備費から支出したことです。それでもキャンセル待ちの件数は個人住宅で35件、店舗等で9件もありました。地域経済効果は国が投資をした交付額の4倍も波及の効果がありました。住宅分につきましては、申請件数が134件、交付決定額が3,034万1,000円。工事総額は1億3,816万2,000円。店舗等分は申請件数29件、交付決定額は1,038万6,000円、工事総額は2,578万4,000円。このような藍住町が住宅リフォーム助成制度をやったことについては地域の皆さん方も、そして事業をなさっている方も非常に大きな期待とそして事業を行ってまいりました。

この2020年の8月と現在を比べてみますと不況は更に悪化をしていると。さらに不況が続いていると。こういうことで、住宅リフォーム事業をもう一度、再度、行うべきでないかというふうに提案をします。

不況対策というのは大型公共事業でなく地元の中小零細業者の仕事確保につながる。小規模工事ほど労務比率が高く、工事費の中に占める賃金の割合が多いので労働者の賃金収入となり、地域経済を活性化させる。このような大きな役割がございます。この点で、この住宅リフォーム補助事業というのは国が大いに推進をしてきた中小零細業者への支援策です。

そして、これもお隣の石井町です。石井町は財源には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使い町内の空き店舗改修には50万円を上限に補助金を支給するリフォーム補助事業を行います。このような事業を今行っているところ です。

藍住町に対しても毎年地元の建設労働組合が住宅リフォーム助成制度の創設を求めて申入れを行ってきています。この制度の趣旨と経済波及効果は十分に理事者の皆さんは理解されていると思います。そして、財政負担も200万円あれば創設は

可能だと。こういうことで地元の建設労働組合の皆さんは申入れの中で発言をしてきた、このような状況です。この点で、住宅リフォーム助成制度の創設で町内の中小零細業者の営業と暮らしを支えていただくこと、このことを強く要望いたします。答弁、お願いします。

○議長（西川良夫君） 昼食のために休憩いたします。再開は午後1時に再開いたします。

正午小休

午後1時1分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

東條建設産業課長。

〔建設産業課長 東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君） それでは、林議員さん御質問の住宅リフォーム助成制度の創設について、答弁をさせていただきます。

住宅リフォーム助成制度の創設を以前から何度か御質問をいただいておりますが、令和2年度に補助した新しい生活様式応援住宅リフォーム補助事業及び店舗等快適化リフォーム補助事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化、また産業を振興し推進することを目的として期間限定で予算の範囲内で実施したものでございます。

昨年度の実施時には、住環境の改善とともに地元業者への発注により地域の活性化につながったもので大きな経済効果がありましたが、本町におきましては、住宅の耐震化を目的とした事業などを現在、重点的に補助をしているところでございます。

したがいまして、今後の恒久的なリフォーム助成事業の創設については、現在のところは考えてはございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。検討すらしめないようでありましたね。やはり地域経済を活性化していくというのは町政の大きな役目だと思います。

町内の業者がその仕事をすることによって、幾らかでも経営が改善されて、その結果、町に納める税収が増えれば、それだけ町政にも大きな利益があると思うんです。

他の自治体では、その点では、しっかりと地域の中小零細業者の皆さんのそういう声をきっちり受け止めてやってきておられるというのが全国の各地の経験です。ですからその点ではしっかり町としての経済対策をこの機会に確立をしていただくと。何が町内の業者にとってプラスになるのか、その結果、町民の暮らしがどのように変わるのか、こういうことをもう少し考えていただきたいと。毎回私もこのような質問に立つわけですが、是非、少し先進的に取り組まれている自治体は、今まで私、議会の中で紹介したので、そこも行って、是非、検討していただきたいということを強く要望いたします。

それでは、続けて質問いたします。

3点目は、町発注の随意契約の状況についてです。随意契約とは、国や地方公共団体などが公共事業、備品の調達、外注などにおいて競争入札によらず任意で決定をした相手と契約を締結すること、または締結した契約のことをいいます。随契といわれておりますが。この随契については、町の公共工事というのは税金が原資なんです。町内業者の一部に偏ることなく多くの地元業者に発注する手立てを大いに考えていただきたいと思います。この点で、町発注の随意契約について過去5年間、どのような状況なのか。町外、町内とも、この点で答弁を求めます。

○議長（西川良夫君） 東條建設産業課長。

〔建設産業課長 東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君） それでは、林議員さん御質問の町発注の随意契約の状況について答弁をさせていただきます。

資料請求がありましたので、お手元に資料を配布させていただいております。お手元に配布をしてあります資料の2枚目、1町発注工事の資料をごらんください。この資料につきましては、過去5年間における土木工事費、50万円以上130万円未満の随意契約の状況でございます。

町内業者への発注割合につきましては、平成29年度については、随意契約発注割合27.6パーセント、請負額割合21.3パーセント。平成30年度については随意契約発注割合36.4パーセント、請負額割合25.4パーセント。平成31年度については、随意契約発注割合42.9パーセント、請負額割合36.6パーセント、令和2年度については随意契約発注割合51.9パーセント、請負額割合50.3パーセント。令和3年度については、随意契約発注割合27.8パーセント、請負額割合19.1パーセントとなっております。

また、年度別、町外と町内業者の最も多い受注合計金額を下にお示しをさせていただいております。なお、町発注工事につきましては、町内業者に発注することを基本としておりますが、舗装工事、交通安全施設施工業者が町内にはありませんので、全て町外の業者に発注をせざるを得ない状況でございます。その工事を除けば、町内業者へ全て発注を行っております。

町外業者への発注件数、請負金額とも、そのことを含めてお示しをさせていただいておりますので、御理解をいただけたらと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。資料請求をして、その資料の内容も説明をしていただきました。とりわけ町外業者というのは町内で仕事をしていない、そのような工事の内容だということで、この点でも町内業者と町外業者との区別というかそれが明らかになりました。それ以外は町内業者が行っていると。ですから町内業者は町外の業者がするような仕事をしていないということではないんですかね。この点で。

○議長（西川良夫君） 東條建設産業課長。

〔建設産業課長 東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君） 今の質問でございますが町内でできる随意契約につきましては全て町内の業者へということで行っております。答弁させていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 随契の発注につきましては、そういうことだそうです。

それで、町内業者、そして町外業者で最も多い発注の合計額というのはこれも年度別に出していただきました。この点で一部に先ほど質問の中で見ましたけど一部の業者に受注額が偏ることなく全体にどういうふうにして受注を振り分けていくのか、そこらへんはどんなふうな考え方で今まで発注してきたのか、その点少し基本的な点をお聞かせください。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

◎副町長（奥田浩志君） 議員さんの再々間に答弁させていただきます。業者の選

定につきましては藍住町に指名願いが提出されている業者の中から実績とか地域性を考慮しまして複数業者から見積りを取って業者を決定しているというような状況でございますのでよろしく申し上げます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。是非、指名願いを出しているにもかかわらず仕事が当たらないということがないような、そういう方法も是非考えていただきたいというふうに思います。

続けて質問に入ります。3点目です。放課後の児童クラブについて伺います。

放課後の児童クラブについても先ほど質問がありました。

まず、学童保育っていうのはやっぱり児童福祉法に定められている事業で、そして核家族とか両親が働きに出ていることにより、昼間保護者のいない家庭の児童、藍住町では小学校1年から6年生に対して学校の終了後に児童館の施設を活用して指導員が遊びを指導すると。児童が集団で安心して過ごす場を提供し、その健全な育成を図るもの、このように藍住町では定義をしてそして運営をされているわけです。

コロナ禍以前の話になりますが勝瑞児童館のクリスマス会に招かれました。この中で先生方のきびきびした指導に感心をしました。それと同時に児童の皆さんはこの児童クラブで大きく成長しているのを実感したわけでございます。このようなすばらしい児童館を更に作っていくために幾つか現状等についてお伺いをします。

まず、児童館の児童数と職員数の現状をお伺いします。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 放課後児童クラブの現状の児童数についてお答えをさせていただきます。

本町の放課後児童クラブは、児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るために設置された施設であり、平成13年度から開始しており、現在は、町社会福祉協議会に委託し、5か所の児童館で開設をしております。

利用児童数等の御質問ですが、本日お配りしております藍住町放課後児童クラブ議会資料をごらんいただけたらと思います。令和4年3月1日現在での各児童クラブの人数を記載しております。利用児童数の合計につきましては、501人、職員

数は36人です。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、続けて質問に入ります。

資料にも掲載されていますが利用料の軽減の申請の人数とか軽減の人数、このことについて少しお尋ねします。児童数501人に対しまして利用の軽減の申請数は約2割強ですね、20.7パーセントと。そして、そのうち軽減が認められたのは90人という状況でございます。現在利用料は月額5,000円ですね。利用料の軽減の通知とか、軽減の基準、軽減される金額は幾らか、このような中身について教えてください。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 放課後児童クラブの軽減の申請者数、利用者数について御答弁をさせていただきます。

ただいまの資料にもございますとおり、利用料軽減申請者数は104名、うち利用料軽減人数は90名であります。利用料につきましては、いろいろ申請の要件がございますして第3子以降の児童が入会している、生活保護世帯が入会している、その他もろもろ、市町村税が非課税世帯のうち、ひとり親の児童など、軽減条件を満たすこととなっております。

軽減につきましては、利用料はゼロというふうになっております。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。軽減についての金額ですが利用料はゼロと。ですから多くの方がこの制度を利用していただくためには周知徹底を引き続きしていただきたい。この点を要望いたします。

それではその次の3点目です。児童館とか保育園でコロナによる休園が出ています。

家庭内で濃厚接触者として、なかなか外へ出て仕事ができないということも多くの人から聞きました。この点で、前任の質問もありましたけどクラスターの発生状況、対策、簡単にひとつ答弁願います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 放課後児童クラブのクラスターの発生と対策について答弁をいたします。

コロナウイルス感染におけるクラスターの発生と対策については、マスクの着用や手指消毒、検温や室内の定期的な換気などの感染対策を実施するとともに、県と歩調をあわせて感染防止対策集中取組期間に取り組み、室内での運動を伴う活動等感染リスクの高い行事は原則禁止、外部講師等の出入りは原則禁止とし、必要な場合はリモートで対応すること、感染状況を踏まえた家庭での保育が可能な方には利用自粛の協力依頼などを行っており、現在までにクラスターは、発生はしていません。

コロナ陽性者が発生した段階で、児童館休館等の措置を講じ、保健所の指示に従い、施設内の消毒等を実施しているところであり、仮にクラスターが発生した場合には、保健所の指示に従い町の危機管理室と協議しながら対応してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、次の質問に入ります。

4点目です。保育士の賃金、月額9,000円引き上げについて、どのようになっているのか伺います。

国が進めている特例事業、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業、中身は学童保育の人件費とか運営費の補助金は、国、都道府県、市区町村が3分の1ずつの負担で2月から9月までは国が10割負担をする、この事業です。この特例事業が終わりますと10月以降は特例事業を受ける条件として10月以降も賃金水準を維持することだそうです。この賃上げは通常の運営費に反映されて3分の1負担にあるけれど地方交付税の措置を予定していると報道されました。

この特例事業を活用して保育士の賃金を上げてほしいと、このようなことで福祉課に助言をいたしました。その後の状況について、どのようになっているのか答弁願います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 保育士の賃金9,000円の引き上げ等についての御質問に御答弁をさせていただきます。

近年、女性の就業に伴う共働き世帯の増加により放課後児童クラブの需要が高まっております。地域のつながりの希薄化や核家族化が進行し、家庭や子供を取り巻く環境が変化したことで家庭や学校等との連携や情報交換など、加えて、新型コロナウイルス感染症への対応など児童館で働く放課後児童クラブの児童支援員等に求められる業務の内容が広範囲になってきております。

こうした状況を踏まえ、放課後児童クラブの児童支援員等の処遇改善につきましては、必要な支援員の人材確保、定着を図るためにも、令和4年2月から賃金改善を実施しております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。2月以降実施をされているということです。この月額9,000円というのは本人に全て全額支給されるんですか。この点も併せて。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） ただいまの林議員さんの再問に答弁をさせていただきます。

保育士の賃金9,000円というようなことですが本町におきましては、保育所の保育士、幼稚園の保育士など、会計年度任用職員とのバランスを考えて実施しておりますので、その点、金額は9,000円とはなっておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。

この点でも、本人に月額9,000円が支給されるように明らかにしていく、そのことが必要でないかということをお願い申し上げます。

続けて、4点目、就学援助について質問いたします。新型コロナの影響でクラスに5人の子供が貧困状態に。これは、内閣府が行った全国調査で浮き彫りになりました。

更に文部科学省の調査では、平成30年度の子供の学習費の調査によると学習費の総額、これ全て国公立に通った場合です。幼稚園が64万9,088円。小学校が192万6,809円。中学校が146万2,113円。このような必要だという調査結果が出ています。本当に子育ては多額のお金が必要です。

今回、青木教育長の校長室だより第32号を拝見をしました。非常に私は感動しましたので、教育というのはこうあるべきかということで。一部紹介します。

「ニュース映像には戦車が行軍する様子とか、ミサイルが発射される映像がたびたび流れます。それによる被害の様子には本当に胸が痛みます。同時にあの戦車やミサイルや戦闘機はいったいいくらぐらいお金がかかっているのだろうと思ったのです。

コロナ禍の中で子供たちと家族、独居老人、ひとり親家庭など生活苦にあえぐ人々が世界中にどれぐらいいるのだろうと。

あの戦車は1台いくらするのかな。戦闘機を1回飛ばすのに、1発のミサイルを発射するのにどれぐらいの費用がかかるのだろう、などということを考えてしまいました。

そういう話ではないだろうという声が聞こえてきます。しかし、生活に苦しむいわゆる社会的弱者への支援にたくさんの税金をつぎ込む必要のある現状があります。どの国も多額の税金を注ぎ込んで、なおまだ十分でないとの声が上がっています。

一方で数千億円、数兆円を費やして行われるのが軍事行動です。兵器は人を殺傷するものですから兵器にかかるお金は全て人を殺すための費用です。見ていて腹が立ってくるのは私だけでしょうか。

行政の世界は政策と予算を考えることが中心です。誰がどんな目的で人を殺す兵器のために莫大な予算を注ぎ込もうというのでしょうか。それでも、戦車1台、戦闘機1機に関わるお金が福祉や教育に回ったらと考えてしまいます。

人権など取るに足らないものとなるのが戦争です。

ロシア国内でもたくさんの反戦デモが行われていると聞きます。戦乱や災害がもたらす惨禍について我がことのように理解できる市民が世界中にいます。これは人類の長い教育という活動に育まれたものと信じたいと思います。」

全くそのとおりです。私も軍事費を削って、福祉や教育に回せと、このように思います。

そこで、もう少し具体的に質問をさせていただきます。学校教育法の第19条に

において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童、生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」これが就学援助です。

少し具体的にお伺いします。過去5年間の申請者数と認定の件数。併せて、過去5年間、学校給食費の滞納者数と金額。併せて①番と②番の答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 林議員さんの就学援助について御答弁させていただきます。

資料請求のありました項目から説明させていただきます。まず、過去5年間の就学援助の申請者数と認定件数ということでございます。本日お配りしてあります議会資料のほうをお願いしたらと思います。まず、小学校についてでございます。平成29年度申請者数284名、認定者数268名。平成30年度申請者数274名、認定者数が252名。平成31年度、令和元年度になりますけど申請者数が267名、認定者数が245名。令和2年度申請者数が235名、認定者数が227名。令和3年度の申請者数268名、認定者数が243名となっております。

続きまして、中学校の分の説明をさせていただきます。平成29年度申請者数176名、認定者数が163名。平成30年度でございます。申請者数が182名、認定者数が174名。平成31年度申請者数が180名、認定者数が159名。令和2年度申請者数が165名、認定者数が161名。令和3年度申請者数が142名、そして認定者数が130名となっております。

続きまして、過去5年間の学校給食費の滞納者数と金額についてでございます。現年度分についてまず説明をさせていただきます。幼稚園でございます。平成28年度滞納額が6万7,280円、滞納者の人数が4名。平成29年度は滞納額が8万5,505円、人数が4名。そして、平成30年度滞納額が12万8,836円、滞納者数が5名。令和元年度、平成31年度につきましては、滞納額が9万2,180円に対しまして、人数は3名。そして令和2年度滞納額が5万2,051円に対しまして、人数が3名となっております。

引き続きまして小学校でございます。平成28年度滞納額が44万265円、滞納者数が20名です。29年度滞納額が100万6,743円、人数が24名。平成30年度が滞納額が66万3,667円に対しまして、人数が13名。令和元年度、平成31年度につきましては滞納額が64万579円、人数が28名。令和2

年度につきましては滞納額が105万9,519円、人数が35名となっております。

中学校でございます。平成28年度で滞納額が35万2,170円、滞納者数につきましては15名。平成29年度滞納額が57万8,880円、人数が19名。平成30年度につきましては滞納額が51万719円、人数が16名。平成31年度、令和元年度につきましては、滞納額が40万7,080円、人数につきましては21名。そして令和2年度滞納額につきましては42万8,547円、滞納者数は22名となっています。なお過年度分につきましても、参考として記載させていただきますので、後ほどごらんいただけたらと思います。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、詳しく資料説明をしていただきました。これが藍住町の給食費の滞納の現状です。滞納されている保護者の方も大変辛い思いをしているんでないかと察します。そういう中で滞納が生まれる原因はどのような状況で滞納が生まれているのか、それに対する対策はどのようにされているのか、このこともしっかりつかんでいただきたい。そして、過年度の滞納も結構ありますね。恐らく中学校卒業したら、そのままなかなか給食費っていうのは回収できないんじゃないかと。過去私この問題で質問をいたしました。その時はかなりの額でした。ですからそれはもうゼロで出発っていうたら。

ですからこれからの問題として、一つはこの生活苦の中から滞納が生まれているのか、お金があるのに払わないのか、そこらへんもきちっと分析をしていただきたい。それによつての滞納対策をしていただきたいと。

特に滞納している世帯には就学援助を受けたら給食費が無料になるので、これは徹底して進めていただく以外にないんでないかと、こういうふうに思います。これは、特に私の要望です。できれば給食費も早く半額負担にさせていただければと、このように切に願うところです。

続けて、就学援助世帯の修学旅行への参加状況について、資料提出がされていまして、この点も少し簡単に説明だけお願いします。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 議員さんの就学援助世帯の修学旅行への参加状況につ

いてということで御説明させていただきます。

まず、令和2年度、これにつきましては新型コロナのため、藍住中学校、東中学校ともに実施しておりませんので、小学生の分が中心になります。就学援助世帯36名中、全員が参加いたしております。

そして、令和3年度でございます。これが令和4年3月9日現在につきましてはまだ藍住中学校が実施しておりませんので小学校4校と東中学校ということになります。就学援助世帯66名中、本人の体調不良のため1名不参加ということにはなっています。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。私は、修学旅行に行きたくても経済的な負担が大きいということで、なかなか修学旅行に行けない家庭もあるというふうに思っていました。

教育委員会のホームページを見たら支払いが困難な家庭は相談するようにと、このようなことが記載されていました。その点では、非常に今の教育の中で温かい対応というか、対策が取られているんだなあと非常に安心をしました。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君） ここで小休いたします。

午後1時41分小休

午後1時43分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番議員、永浜浩幸君の一般質問を許可いたします。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書により質問を行います。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

GIGAスクール構想について。藍住町内の小学校、中学校の子供1人1台端末の配備が完了し活用が始まっていますが子供たちの学習に対する取組や意識の変化についてお伺いします。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 永浜議員のタブレット端末の活用による子供の意識の変化についての御質問にお答えいたします。

既に全ての小中学校でタブレットの活用を開始しています。子供たちは想像以上に端末の使用に順応し、スムーズに活用が広がっております。

子供の学習の様子の変化について小中学校に問い合わせたところ、教師の目からも子供たちが意欲的に取り組む様子が伝わってきました。およそ共通する点を次に挙げます。1点目、タブレットを使うことを楽しみながら、意欲的に取り組んでいる。自分のペースで取り組めるため安心して取り組んでいる。3つ目、調べ学習で特に意欲が高まっている。4つ目、音声や画像の助けで理解がしやすい。ほかにも様々な使い方が見られますが概ね子供たちは楽しく集中力が高まっているという感想が多く見られました。1点、画像が多く分かったつもりになるが十分定着できていない可能性があるという心配もあるので定着の状況は確認する必要があるとの指摘もありました。

タブレットの活用は、子供たちにも意欲や集中力の高まりをもたらしていることが分かります。使用の初期段階の物珍しさに頼らない効果的な使い方について今後研究が進んでいくものと思います。

一方で、紙の教科書やノートが不可欠な学習内容についても確認しながら学習方法の改善に取り組むよう指導していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。何より子供たちが楽しくタブレットを使っただけの授業参加というのが、非常にできていいなと。やっぱり生き生きと子供たちが楽しく学校に行って知識を伸ばしていけるというのは非常にいいなと思っておりますので引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、今後GIGAスクール構想を進めていく上での課題点、また、教育委員会から本当にこのGIGAスクール構想について、先生方というのは、また新たな取組に対しての労力があると思っております。そういう先生方に対しての教育委員会から支援というか、そういうものがありましたら御報告をしていただきたいと思います。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 永浜議員のGIGAスクール構想を進める上での課題と教育委員会のサポートについての御質問にお答えいたします。

普段の授業にタブレット端末を活用することについては、既にほとんどの学級で活用が始まっています。様々な活用事例が文部科学省や県教育委員会を始め民間の機関等からも紹介されていますので、それらを参考にしながら進めているようです。

町からは2名のICT支援員を派遣しており、ハード面のサポートを中心に授業での活用の支援も行っております。各校とも校内で、研修を進めておりますが、若い教師を中心に様々な活用方法を試行しており、教員同士、良い実践例を互いに取り入れるという形で授業へのタブレット端末の活用は順調に進んでいくと思われま

す。以上です。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

先生方へのサポートも十分やっていたいただけるということをお聞きして安心しました。

また、タブレットの持ち帰りによる活用方法への取組についてを一般質問通告書としてあげさせていただきましたが、先ほど林議員の質問に御答弁いただきましたので、こちらのほうは割愛させていただきたいと思います。

藍住町歴史館藍の館について、こちらリニューアルオープンに向けての進捗状況についてお伺いします。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 藍住町歴史館藍の館について、リニューアルオープンに向けての進捗状況について御答弁をさせていただきます。

藍住町歴史館藍の館は、藍の専門博物館として阿波藍の知識を普及するとともに、藍の生活文化の創造と藍の情報センターとしての役割を担っています。藍の館は、令和4年秋、10月頃リニューアルオープンを目指しています。それまでの間に、こうした目的と役割を果たせるよう、新たに施設や体制を整備したいと考えています。

休館中に実施した改修につきましては、老朽化した設備の点検、修理を行いました。具体的には、文字が消えかかっていたり、腐食が進んでいた説明看板の改修、

水漏れが確認されたトイレや台所等の水回りの補修、講義室の壁面のパネルの撤去及びクロスの貼り替え等を行いました。

また、早急な対応が必要とされた奥村家住宅西座敷の耐震診断及び補強については、改修計画を策定しており、令和4年度に耐震改修工事を実施する計画です。

体制の見直しについては、新たな指定管理者を選定することとしました。産業や観光の側面として、藍の栽培、加工から染めまでを一貫して行うことに加え、学芸員を配置することで、藍文化の啓発、発信を行うことのできる体制になってきたと考えています。

藍住町歴史館藍の館の本来の目的は、「藍住町の伝統産業である藍の資料の収集、保管及び展示し、一般町民の観覧と活用に資することにより、町文化と産業、観光の発展を図る。」とされていますが、この度のリニューアルにより、目的を果たすことができるようになると考えております。

次年度以降の取組としては、令和4年度には施設の魅力向上への取組を実施することとしています。

まず、エントランス、染め場の改修及びバリアフリー化を行います。エントランスは、藍の館の顔となる部分で、施設のコンセプトを示す場ですが、以前は土産物売り場として利用されており、本来のあるべき姿ではなかったと思われま

す。また、30年前の施設であり、老朽化、陳腐化は否めず、整備、改修が必要となっています。藍の館を観光客や町民の方が訪れ、「藍の歴史館に来た」と感じられるよう、また、日本遺産「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」のセンター機能を果たし、藍の歴史・文化を魅力的に発信することができる施設にするため、抜本的な見直しを図ります。

また、染め場においては、入り口には藍がめが設置されていましたが、その奥ではステンレス製の浴槽で体験染めを行っていましたが、これらを全て大谷焼の藍がめに変更することによって、藍染め作業にふさわしい風合いを加えることとしております。

さらに、中庭については植え込みがあり、砂利敷きで車椅子での移動がしにくい状態となっていますが、ここをコンクリート土間に改修することによってバリアフリー化を図り、同時に様々なイベント等ができる空間としての活用ができるようにしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。今年の秋、リニューアルオープンということで、4年度においても改修工事等をやっていくとのお話を聞いて、非常にわくわくしてきました。何か凄く行ってみたいな、また、人に伝えたいな、そういう気持ちが十分伝わってきたように思います。

また、藍住町として藍を発信していくという上で、今後、藍の館の広報についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川良夫君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 藍の館の広報につきまして御答弁をさせていただきます。

今後は、指定管理者となる見込みの者「一般社団法人しじゅうはちがん」が中心となって広報活動を進めていくこととなりますが、藍住町においても、共に協力し広報活動を行っていきたいと考えております。

また、今まで徳島県等の協力を得ながら広報活動を行ってきましたが、それに加え、今後は日本遺産の協議会である藍のふるさと阿波魅力発信協議会の一員として、日本遺産の情報発信ツールも利用しながら広く広報活動を行っていただけるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●4番議員（永浜浩幸君） 御答弁いただきました。広い広報活動どうぞよろしく願いいたします。

結びになりましたが3月の中旬になり卒業シーズンを今迎えております。今年度の卒業生はコロナ禍による学校行事の影響が特に多い年代だったと思います。本当によく我慢してよく頑張ったと思います。

また、保護者の方におかれましても大変だったと思います。本当に御卒業おめでとうございます。

それともう1点、このコロナ禍により他の自治体においては、中止になったところもありますが藍住町におきましては、令和4年1月8日、令和3年度藍住町成人式第1部、第2部。令和4年1月9日には、令和4年度藍住町成人式第1部、第2部の式典を挙行していただき、成人を迎えた成年たちには一生涯の思い出になった

ことだと思えます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。以上にて、私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました4名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（西川良夫君） 議事の都合により小休いたします。

午後1時58分小休

午後2時1分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま森伸二君ほか14人から発議第8号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第8号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長から決議に対する提案理由の説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議。去る2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略行為は、世界平和を脅かし、国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、断じて容認できない。よって、本議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、即時攻撃停止と完

全かつ無条件での撤退を強く求める。

また、政府においては、国際社会と緊密に連携し、邦人の安全確保や我が国に及ぼす影響への対応、そして、一日も早い平和的解決に向け全力を尽くすことを強く要請する。

以上、決議する。令和4年3月15日。徳島県板野郡藍住町議会。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから発議第8号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

発議第8号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立多数です。

したがって、発議第8号「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） お諮りします。議案調査のため3月16日から3月23日までの8日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、3月16日から3月23日までの8日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、3月2

4日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。
本日は、これをもって散会といたします。

午後2時5分散会

令和4年第1回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和4年3月24日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	賀治 達也
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	増原 浩幸
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	東條 芳重
上下水道課長	佐野 正洋

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 第1 | 議第1号 | 令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第2 | 議第2号 | 令和3年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第3 | 議第3号 | 令和3年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について |
| 第4 | 議第4号 | 令和3年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について |
| 第5 | 議第5号 | 令和3年度藍住町特別会計（介護サービス事業）補正予算について |
| 第6 | 議第6号 | 令和3年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）補正予算について |
| 第7 | 議第7号 | 令和4年度藍住町一般会計予算について |
| 第8 | 議第8号 | 令和4年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について |
| 第9 | 議第9号 | 令和4年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について |
| 第10 | 議第10号 | 令和4年度藍住町特別会計（介護サービス事業）予算について |
| 第11 | 議第11号 | 令和4年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）予算について |
| 第12 | 議第12号 | 令和4年度藍住町下水道事業会計予算について |
| 第13 | 議第13号 | 令和4年度藍住町水道事業会計予算について |
| 第14 | 議第14号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 第15 | 議第15号 | 藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |

- | | | |
|-----|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 第16 | 議第16号 | 藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 第17 | 議第17号 | 常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について |
| 第18 | 議第18号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第19 | 議第19号 | 藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第20 | 議第20号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第21 | 議第21号 | 藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第22 | 議第22号 | 藍住町歴史館「藍の館」設置及び管理に関する条例の全部改正について |
| 第23 | 議第23号 | あいずみ藍工房の設置及び管理に関する条例の全部改正について |
| 第24 | 議第24号 | 藍住町債権管理条例の制定について |
| 第25 | 議第25号 | 東中富交流館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第26 | 議第26号 | 町道の路線認定について |
| 第27 | 議第27号 | 町道の路線廃止について |
| 第28 | 議第28号 | 指定管理者の指定について |
| 第29 | 議第29号 | 指定管理者の指定について |
| 第30 | 発議第9号 | 議員派遣の件について |
| 第31 | 請願第1号 | 国立病院の機能強化を求める請願書 |
| 第32 | 請願第2号 | 藍住町議会請願書「西川良夫・藍住町議会議長（公明党）によるハラスメント行為への対応」 |
| 第33 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

(2) 議事日程（第3号の追加1）

- | | | |
|----|--------|------------------|
| 第1 | 発議第10号 | 国立病院の機能強化を求める意見書 |
|----|--------|------------------|

令和4年藍住町議会第1回定例会会議録

3月24日

午前10時1分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第1号「令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第29、議第29号「指定管理者の指定について」までの29議案を一括議題といたします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、前田厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

前田晃良君。

〔厚生常任委員会委員長 前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会に付託された12議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月8日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された12議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第7号「令和4年度藍住町一般会計予算について」のうち、救急医療対策補助金として630万円とあるが、どのようなものか、また、新しい制度か、との質問があり、これは、鳴門地域と藍住地域の主な4病院が行う救急搬送に対する補助金であり、以前からある制度であるとの説明でありました。

議第8号「令和4年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について」のう

ち、保険給付費の一般被保険者療養給付費が、対前年度で1億2,400万円増えているが、医療費の伸びがかなり多かったのか、また、どのくらいの伸び率か、との質問があり、医療費はかなり伸びており、約9パーセントの伸び率であるとの説明でありました。

議第9号「令和4年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について」のうち、県補助金が前年度と比べて4,000万円減っている。全体的に介護保険の支出は増えているのに県補助金が減っているのはなぜか、との質問があり、県の補助金の中に地域医療介護総合確保基金というのがあり、介護保険の事業所を新たに作ったときの事業所に対する補助金で、一般会計へ組替えをした。このため県補助金が今回減額しているとの説明でありました。

議第20号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」のうち、国民健康保険税の計算式における未就学児に係る均等割額軽減について、もう少し年齢制限を上げるという考えはないのか、との質問があり、未就学児の半額負担に関しては、根幹的な制度に関わる問題であるため現時点で考えるのは難しいとの説明でありました。

審査の結果、付託された12議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月8日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和4年3月24日、厚生常任委員会委員長、前田晃良。

○議長（西川良夫君） 次に、米本建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

米本義博君。

〔建設産業常任委員会委員長 米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託された8議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月9日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された8議案を上程後、小休中に付託案件である町道の路線認定等についての現場を視察いたしました。

現場視察終了後、付託された8議案について関係理事者から補足説明を求め、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第7号「令和4年度藍住町一般会計予算について」のうち、地籍調査事業について。地籍調査の進捗率が他の自治体と比較して低い原因、及び今後事業をどのように進めていくのかとの質問があり、進捗率の県内平均、約40パーセントに対して本町は約15パーセントであり、大きく遅れをとっている状況である。進捗率が低い理由としては他の市町より事業の開始が遅かったことが主な要因ではないかと思っている。地籍調査完了後は、万一の災害時に境界を正確に復元することができ、災害復旧の迅速化に寄与することが期待されているため、今後は調査の取組を強化して事前復興対策として推進していく必要があると考えている。また、県の補助金についても事業面積を倍増して進めるための事業費を確保しており、職員も1名増員して進捗率向上のため、ペースを上げて進めていくとの説明でありました。

県道檜藍住線の歩道の改良について。光洋シーリングテクノから藍住町役場までの歩道は通学路であり、交通量が多く危険である。用地交渉を含め早急に整備してもらえるよう県に要望できないかとの質問があり、県からは、緊急地方道整備事業として改良をしているが、現時点では用地の確保はできていないと報告を受けている。令和2年度には光洋シーリングテクノの南西の角付近で一部改良を行っているが、本町としても、この路線は町の施設が面した主要な道路で、通学路となっており大変重要な路線であると考えている。今後、県に対して事業の推進を積極的に働き掛けていきたいとの説明がありました。

議第29号「指定管理者の指定について」のうち、指定管理者、一般社団法人のしじゅうはちがんとはどのような意味かとの質問があり、藍染の色が48種類あるということと、浄土宗の四十八願という言葉から命名したと聞いているとの説明がありました。

審査の結果、付託された8議案については、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月9日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和4年3月24日、建設産業常任委員会委員長、米本義博。

○議長（西川良夫君） 次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。
森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長 森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまか

ら総務文教常任委員会に付託された11議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月10日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された11議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第1号「令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」のうち、非課税世帯等に対する臨時特別給付事業について。対象者と申請者は何人かとの質問があり、対象世帯は約3,900世帯で2,356世帯に給付済みである。給付がまだの世帯への対応は、申請が必要な方について、現在申請書を送付しており、引き続き受付を行っているとの説明がありました。

議第2号「令和3年度藍住町一般会計補正予算について」のうち、学校等における感染症対策等支援事業について質問があり、学校の感染症対策のために使用できる国の補助金があり、持ち帰りパソコンに使う充電ケーブル等の購入を考えている。なお、令和4年度に継続して購入予定としているため繰越明許費に計上しているとの説明がありました。

議第7号「令和4年度藍住町一般会計予算について」のうち、固定資産税の歳入について、固定資産税が前年度と比較して2,650万円の減額を予定しているということだが、減額の原因はとの質問がありました。固定資産税の課税客体は土地と家屋と償却資産であり、土地の税金には評価額に近づけるため課税標準額を調整する負担調整措置がある。これが令和3年度は通常であれば5パーセントずつ上げていくところを新型コロナ対策の特例措置で据え置いたという経過があり、これが1,000万円近くのマイナスの要因となっている。令和4年度は2.5パーセントとなることによって土地の税金が減収になる。家屋については、評価替えて評価額が見直され、予想以上の減価率となっており、また、年間200棟の新築、増築は安定してあるものの、新築の軽減措置などを相殺すると家屋の税金についても減収となる。何より大きいのが償却資産であり、設備投資が控えられている状況で、毎年の償却率の減少分があるので、合わせて2,650万円という金額になるとの説明がありました。

災害用備蓄品整備事業について。内訳とコロナ関係の備蓄品の説明をとの質問があり、今後の方針として様々な立場の方が安心して避難できるよう品目の充実を目指しており、今年度予定しているのは、オストメイトトイレ、パルスフィット、血

糖値測定器、液体ミルク、おかゆ、生理用品、翻訳機などを計画している。コロナ関係の備蓄品としては、マスクや間仕切りを備蓄しているとの説明がありました。

非常用持ち出し袋購入支援事業については、これまで年間600個を販売しており、本年度は938人の応募があった。来年度も600個の販売を予定している。今後は町民からのニーズを聞いて、子供用や高齢者用などの持ち出し袋の購入支援を検討していきたいとの説明がありました。

町職員の防災士資格の取得について。計画はあるのかとの質問があり、町職員で資格を持っているのは現在2名。他町では一斉に受講して防災士資格を取得しているが、1回の講習に50人以上の受講者が必要であり本町単独での開催は難しい状況。そのため、板野郡内で共同開催するとか町村会に県下で統一して講習会を開催してもらえるよう要望することを考えているとの説明がありました。

学校教育ICT環境整備事業について。現状と、機械トラブルは起きていないのかとの質問があり、各教室ではタブレット端末の活用が始まっている。2名のICT支援員の派遣や、国や県からの資料を活用しながら、活用の仕方についての研修も進めている。また、本町では国内メーカーの端末を使用しており、機械トラブルなどの心配は今のところないとの説明がありました。

幼稚園について。各幼稚園の運動会で南幼稚園のみ保護者を入れず行ったことに対する説明と今後の卒業式・入学式への対応はどの質問があり、基本的に大きな行事は管理職連絡協議会で大きな違いがないよう申合せをするという方針で行っている。昨秋の運動会については、幼稚園は小学校のグラウンドで広く密にならないようにした上で保護者を入れるという申合せをしていた。しかし、直前に南小学校でコロナ感染者が出たことで休校となり学校を閉めた。幼稚園児は練習をしたことのない場所で競技等はできないため園庭で練習をして本番も行った。ただ、南幼稚園は運動場が狭く、園児数が多いため、保護者の観覧は行わないという措置をとった。また、卒業式・入学式については、来賓を呼ばない、在校生を全員入れることはしない、保護者と教員とで行うという方針にしているとの説明がありました。

藍住町総合文化ホールの運用状況について質問があり、国等で示されるガイドラインによる制限はかかっていないが、自主規制として、町主催事業及び共催事業については定員の50パーセントに制限したりグループごとに1席を空けたりといった制限を設けている。

また、東京などでは定員100パーセントでの開催をしているところもあるが、

藍住町はどのように考えているのかとの質問があり、ガイドライン上に規制はないため、100パーセントでの開催は可能ではあるが、アンケート形式で御意見をいただくと、隣の席が空いていて安心して観覧することができたという御意見が必ずある。そのため、もうしばらく空席を設けるという自主規制をしたほうがいいのかとは考えているとの説明がありました。

学校給食における食品ロスについて、SDGsを学ぶ取組が全国の学校でされているが、本町の現状はどの質問があり、本町では学校で食への興味を持ってもらうことへの教育を考えている。小学校では給食ができる過程をクイズ形式にした動画を給食委員の子供たちが作り、それを見た子供たちは食の大切さを感じている。中学校では毎日自分たちがどれだけ残したかのデータをとっている子がおり、月1回の食育通信というかたちで示すなどしている。これからもいろいろな協力を得ながら少しでも食品ロス削減に努めていきたいとの説明がありました。

また、コロナにより休校となったときの学校給食について。9月に藍住南小学校が休校になったが、藍住南幼稚園は登園した。そのときの給食が緊急だったため簡易パンとゼリーと牛乳だけであった。そのことについてアンケートを行うということだったが結果はどうかとの質問がありました。アンケート結果では、約7割が緊急事態のため仕方ないという回答だったが、3割は、今後、簡易給食では子供が寂しがるのでどうにかならないかとの回答だった。今後の方針としては、業者や給食施設の方の協力を得ながら、災害用レトルトカレーといったメニューも視野に入れ、できるだけ欠食にならないよう、子供たちに喜んでもらえるような給食の提供を考えているとの説明がありました。

審査の結果、付託された11議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月10日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和4年3月24日、総務文教常任委員会委員長、森伸二。

○議長（西川良夫君） ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議を願います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） ただいま、議題となっております議第1号から議第29号までの29議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに、御異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第1号「令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第29号「指定管理者の指定について」までの29議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第30、発議第9号「議員派遣の件について」を議題といたします。

本案は、お手元にお配りしましたとおり、議会運営委員会から議案として提出していただいております。

これは、藍住町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるものであり、令和4年4月から令和5年3月までの議員派遣について、別紙議員派遣一覧表のとおり、議員の派遣を行うものです。

なお、派遣月や派遣場所は予定のため、変更または確定された場合には、変更または確定年月日、派遣場所といたします。また、これら以外に議員派遣が必要となる場合は、その都度、手続きを行いたいと思います。

お諮りいたします。発議第9号「議員派遣の件について」は、提案理由の説明、討論、表決を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号「議員派遣の件について」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 日程第31、日程第32、請願の上程について。本日まで
に受理をしております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであり
ます。

請願第1号「国立病院の機能強化を求める請願書」を議題といたします。

事務局長に請願文書表を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （請願文書表を朗読）

○議長（西川良夫君） 請願第1号の紹介議員であります紙永芳夫君から、請願の
説明を求めます。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 議長から請願に対する説明を求められましたので、読
み上げまして、説明にかえさせていただきます。

「国立病院の機能強化を求める請願書」。戦後最悪といえる新型コロナウイルス
感染症の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制の脆弱さが浮き
彫りとなりました。

新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制
の逼迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、入院できぬままに亡
くなるという痛ましい事例も相次ぎました。まさに「医療崩壊」の危機に直面する
事態となりました。

国民のいのちと健康を守るのは国の責任です。そのためにも全都道府県にネット
ワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院の診療・研究
にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフ
ティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医
療を守り、充実させることにつながります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO等医療機器や取り扱
うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできませんでした。さらに現場で
は、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分
な感染対策もできないまま患者対応せざるを得ない状況にも陥りました。このよう
に、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況は
あってはならない事であり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

国立病院の機能を強化し、憲法 25 条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

下記事項につき、地方自治法第 99 条に基づく意見書を決議していただけるよう
お願いいたします。

請願項目。1、新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、
国立病院を機能強化すること。①大規模災害拠点病院である徳島病院の病床集約計
画に対して、地域医療確保を損なう病床削減は慎重に検討すること。②新型コロナ
感染症患者を受け入れしている東徳島医療センターにおいて、現在の病床数を確保
し、徳島県民の万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。

2、国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を確保
すること。

3、国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

4、徳島病院の専門分野の機能充実・強化を図ること。

5、各分野の専門家が必ず発生すると指摘している新興・再興感染症の拡大や大
規模災害から徳島県民の命と暮らしを守るために、国立病院をはじめとする公立公
的病院の機能充実・強化を図ること。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） お諮りいたします。請願第 1 号については、藍住町議会会
議規則第 92 条第 2 項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思
います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号については常任委員会への付託を省略することに決定
いたしました。

これより、請願第 1 号「国立病院の機能強化を求める請願書」に対する討論を行
います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、請願第 1 号「国立病院の機能強化を求める請願

書」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号「国立病院の機能強化を求める請願書」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立多数です。

したがって、請願第1号「国立病院の機能強化を求める請願書」については採択することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 次に、請願第2号「藍住町議会請願書「西川良夫・藍住町議会議長（公明党）によるハラスメント行為への対応」」を議題といたします。

本案は、私の一身上に関することであり、地方自治法第117条の規定によって、私は退席させていただきます。

後の議事は、副議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔議長、退場する。副議長、議長席へ。〕

○副議長（平石賢治君） ただいま、議長が退場されましたので、私が議長の職を務めさせていただきます。御協力よろしくお願いします。

事務局長に請願文書表を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （請願文書表を朗読）

○副議長（平石賢治君） 請願第2号の紹介議員であります林茂君から、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、議長に請願書の説明を求められましたので、読み上げて提案をいたします。

藍住町議会議長、西川良夫殿。「藍住町議会請願書「西川良夫・藍住町議会議長（公明党）によるハラスメント行為への対応」」。提出年月日、2022年2月21日。提出者氏名、喜田康稔。住所、徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊178。紹介議員、林茂。

本請願書の目的は、2021年11月に実施された藍住町長選挙との関連で確認された同年12月に藍住町議会議長・西川良夫氏より林茂・藍住町議会議員に対して行われた極めて悪質なハラスメント行為に焦点をあて、その内実にも言及しつつ西川議長の異常な犯罪を問うことである。

2021年12月21日の「徳島新聞」によれば、西川議長は12月20日の定例会において一般質問を予定していた林議員に対して、用意していた複数の質問の中から特定のものにフォーカスし、それらの取り下げ要求をしたという。その質問というのは、昨年11月に行われた藍住町長選挙の立候補者をかたり特定の宗教への入信を求める文書が町内に配布されたことについて、高橋町長の見解を求める質問。

民間が企画した町長選挙立候補予定者に高橋町長が公務を理由に不参加とした質問である。他のものに対する取り下げ要求はなかったものの、その2点に関しては、同14日に西川議長から「取り下げないと（林氏が）謝らなければいけなくなる」と林議員に伝えられたという（「藍住町議会、町長選挙に関する質問、議長が取り下げ要求」2021年12月21日、徳島新聞総合面）です。

「謝らなければいけなくなる」のが、林議員ではなく西川議長であることは、疑いようのない事実である。昨秋の町長選では、現職と新人の2名が立候補していたが、現職候補であった現町長と上述の事件の被害者となった新人候補には、組織力や資金力において極めて大きな差があったことは明らかである。また、これまでの町長選挙における過去最低の投票率は、2009年の52.3パーセントであったが、今回はそれを大幅に下回る44.06パーセントである。現職圧勝が常識的な結果であるはずだが、両者の得票数は7,225及び5,335票と、信じがたいほど開かなかった。無名の新人に現職が大きく詰めよられた辛勝である。

西川議長によって取り下げ要求がなされたという町長選に関する林議員の質問の内容は、藍住町民にとって重要な意味をもつと考えるに相応しいものであり、町民の関心事であるとみなすことは不自然ではない。「取り下げないと（林が）謝らなければいけなくなる」というような西川議長の指摘は全くあたらない。それどころか、西川議長の言動は、町民に正当なかたちで議員に選ばれた、民意に応答しようとする林議員の町議としての活動を妨害するものであり、林議員の名誉を毀損し人間性を否定しようとする意図が透けてみえる、悪質なハラスメント行為であると解釈される。それは、言論の府とさせる議会の場にそぐわない、言語道断で卑劣なも

のである。また、このような犯罪は、将来における議会での積極的な議員の質問・発言を抑止し町政の損失にもつながりかねないため、いくつもの意味で看過されるべきではないだろう。このような罪を犯した西川議長は、自身の行為に関して十分な反省をされ、そのことを言語化し、町民に向けて公にされた上で、林議員に対して謝罪されることが必要ではないか。そして、事件当事者である西川議長が、真に藍住町議会議長の座に相応しい人物か否か、慎重かつ適切な判断が議会によってなされることが期待される。

以上、議員各位の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（平石賢治君） お諮りいたします。請願第2号については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平石賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第2号「藍住町議会請願書「西川良夫・藍住町議会議長（公明党）によるハラスメント行為への対応」」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔米本義博君、挙手〕

○副議長（平石賢治君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 私は、議題になっております請願2号「西川良夫・藍住町議会議長によるハラスメント行為への対応」について反対の立場から討論いたします。

12月議会の一般質問におきまして、林議員の一般質問通告書に対し、質問内容を改めるよう西川議長に恫喝されたとの発言があり、その内容が徳島新聞にも掲載されました。この請願は、その報道を見た町民の方が、短い記事で真相を誤解されたために出された請願ではないでしょうか。

林議員のおっしゃるとおり、憲法により表現の自由は保証されており、言論の府といわれる議会においても発言自由の原則があります。しかし、発言が自由であるからといって、どのような内容も発言が許されるものではなく、節度のある発言でなければなりません。

林議員の通告書には、民間で企画された討論会から町長は逃げたという表現があり、公務を理由に出席できなかつた高橋町長への侮辱ともとれ、高橋町長はその日、地元国会議員との面会が早くから予定されており、その日、役場をあとにしたのは夜の11時を過ぎていたと聞いております。夜遅くまで町民のために公務をこなしてくださった高橋町長に対して、あまりにもひどい中傷です。

実際、林議員は西川議長から指摘のあった質問の中で、問題視されている文言は発言をしていないことから、林議員自ら過ちだと思ったのではないのでしょうか。

また、一般質問については、標準町村議会会議規則により「議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。」と定められており、議員必携には「通告した質問の内容が町の行財政に関係ないものや、議会の品位を傷つけるおそれがあるようなものは、議長が許さないことになる。」とあります。このように定められた規則にのっとり、西川議長は議長としての職責を果たしたにすぎません。

昨年、林議員が発行する「林茂の宅配便」の記事に事実と異なる内容が大きく記載された事で、林議員が全員協議会の場で謝罪することとなったのは、議員各位の記憶にも新しいと思います。「謝らないかんようになる」という言葉も、このようなことが、また起こらないように、いわば親切心から出た言葉ではないのでしょうか。

この提出された請願書を見たときに、私は議長に反対討論をしましょうかと話をしましたが、西川議長から「私は人にどう思われてもいい。結果として、林さんが責められることがなかつたけんいいんよ。」と止められました。しかし、議長の思いを誤解されたままでいけない。議長の真意を林議員を始め町民の皆様にも理解していただきたいと思い、この場に立たせていただきました。

議長の真意を理解していただけたなら、林議員の人柄からも「恫喝された」との発言はなかつたのではないのでしょうか。

西川議長はこの2年間、公平公正な立場で、議会の円滑な運営のために尽力してくださいました。議会を代表する議長として適任であり、引き続き議長として議会をまとめていただきたいと思います。

最後に、いつも取材に来てくださる徳島新聞社に対して、記事を見られた方に誤解を招くような事はありませんよう、十分な取材による裏付けをもとにした記事を切にお願いいたします。

以上の理由で、この請願は不採択とすべきであり議員各位の賛同をお願いし、私の討論を終わります。

〔拍手〕

○副議長（平石賢治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言なし〕

○副議長（平石賢治君） ほかに討論は、ありませんか。

〔発言なし〕

○副議長（平石賢治君） これで討論を終わります。

これから、請願第2号「藍住町議会請願書「西川良夫・藍住町議会議長（公明党）によるハラスメント行為への対応」」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号「藍住町議会請願書「西川良夫・藍住町議会議長（公明党）によるハラスメント行為への対応」」を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○副議長（平石賢治君） 起立少数です。

したがって、請願第2号「藍住町議会請願書「西川良夫・藍住町議会議長（公明党）によるハラスメント行為への対応」」については不採択とすることに決定いたしました。

議長の入場を認めます。これで私の務めは終了しました。御協力ありがとうございました。

〔議長入場、副議長自席に戻る〕

○議長（西川良夫君） 議事の都合により、小休いたします。

午前10時45分小休

〔小休中に、請願採択に伴う意見書について協議〕

〔事務局職員、議案・議事日程配布〕

午前10時48分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。小休中に紙永芳夫君から請願第1号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号「国立病院の機能強化を求める意見書」についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第10号「国立病院の機能強化を求める意見書」についてを上程し、議題といたします

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （議案を朗読）

○議長（西川良夫君） 提出者であります紙永芳夫君より、発議第10号について、提案理由の説明を求めます。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 議長から説明を求められましたので、発議第10号「国立病院の機能強化を求める意見書」を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

「国立病院の機能強化を求める意見書」。戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなりました。

新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制の逼迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、入院できぬままに亡くなるという痛ましい事例も相次ぎました。まさに「医療崩壊」の危機に直面する事態となりました。

国民のいのちと健康を守るのは国の責任です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院の診療・研究

にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることにつながります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策もできないまま患者対応せざるを得ない状況にも陥りました。

このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならない事であり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

国立病院の機能を強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

1、新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。①大規模災害拠点病院である徳島病院の病床集約計画に対して、地域医療確保を損なう病床削減は慎重に検討すること。②新型コロナ感染症患者を受け入れしている東徳島医療センターにおいて、現在の病床数を確保し、徳島県民の万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。

2、国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を確保すること。

3、国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

4、徳島病院の専門分野の機能充実・強化を図ること。

5、各分野の専門家が必ず発生すると指摘している新興・再興感染症の拡大や大規模災害から徳島県民の命と暮らしを守るために、国立病院をはじめとする公立公的病院の機能充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月24日、徳島県板野郡藍住町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国立病院機構理事長、徳島県知事。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西川良夫君） お諮りいたします。発議第10号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり

議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号「国立病院の機能強化を求める意見書」については、原案のとおり可決決定いたしました。

なお、意見書については、速やかに関係機関に送付いたします。

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 3月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今議会は1年間の各施策に対する予算案など住民生活に大きく関わるもの、また、これからのまちづくりに大きく関わるものなど提案申し上げました議案につきまして、それぞれ所管の委員会や本会議において十分御審議を賜り、全議案を御承認いただき、ありがとうございます。

また、会期中におきましては、議員各位から新型コロナ感染拡大に伴う対策、人口、福祉、教育の問題、住環境問題など各方面にわたり幅広い問題に関しまして貴

重なる御意見、御提言を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げます。今後とも本町の将来像を展望し、長期的な視点に立ち持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

どうか、議員各位におかれましては、一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。なお、この後、藍住町中央クリーンステーション現場視察を行っていただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、皆様の御健勝をお祈り申し上げます、議会閉会に当たっての御挨拶といたします。長期間にわたり誠にありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、年度末の何かとお忙しいところ、御出席をいただき、御協力、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和4年第1回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川 良夫
藍住町議会副議長	平石 賢治
会議録署名議員	林 茂
会議録署名議員	奥村 晴明